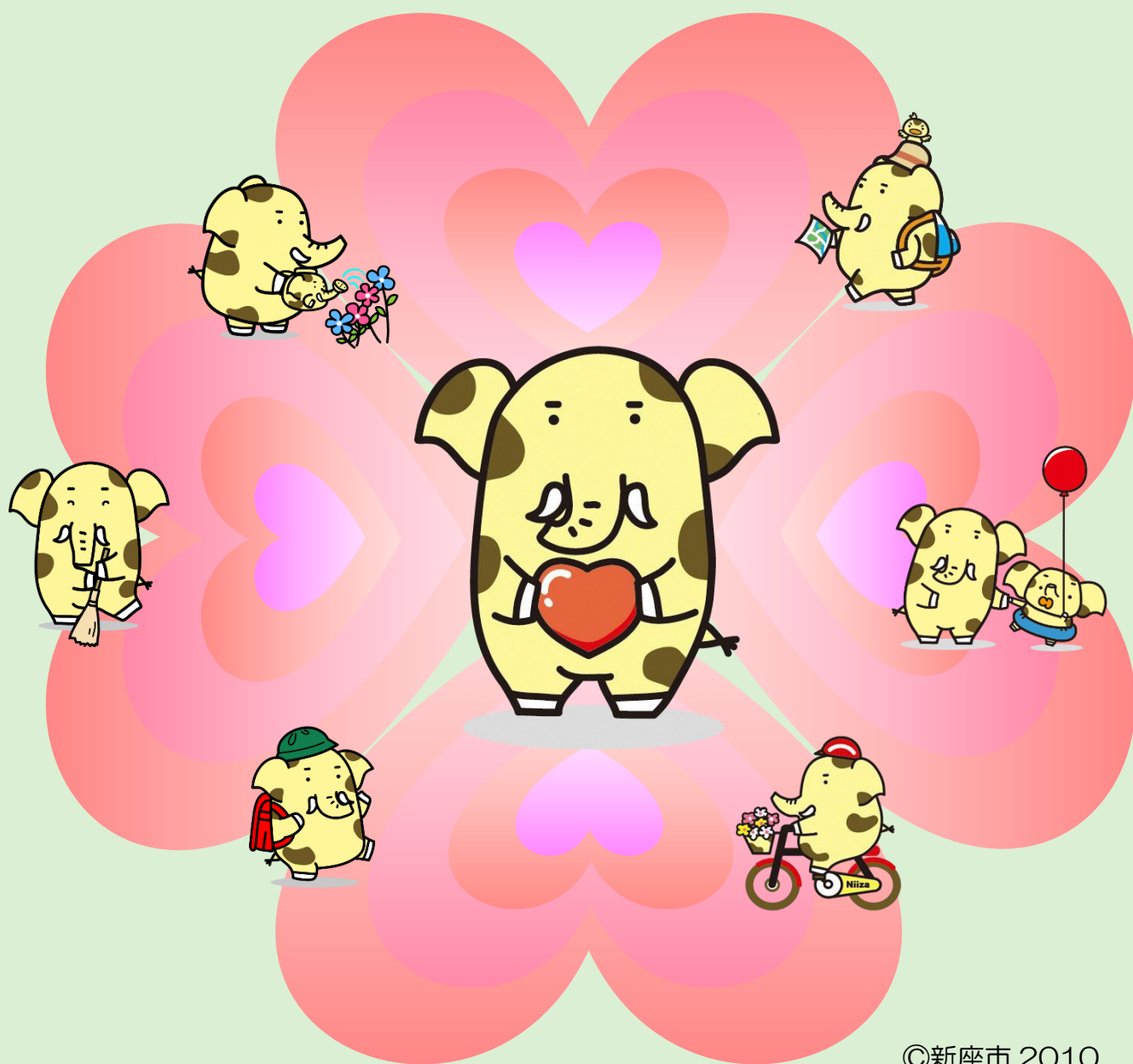


# 新座市いのち支える自殺対策計画（案）

ともに生き、ともに支え合い、  
一人一人が心地よく生きるまちづくりを目指して



©新座市 2010

平成31年（2019年）3月

新 座 市



## はじめに

平成18年10月に自殺対策基本法が施行されて以降、それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されてきた結果、自殺者数は徐々に減少してきております。しかし、毎年の自殺者数は2万人を超えるなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

本市においても、自殺者数は減少傾向にあるものの、毎年20名を超える方が自殺により亡くなっています。

そうした中、平成28年4月の自殺対策基本法の改正を機に、本市においても総合的な対策を推進するため、「新座市いのち支える自殺対策計画」を策定することといたしました。

自殺は、そこに至るまでの間に様々な要因が重なりあい、その多くが、悩み抜いた末に自ら命を絶たざるを得ない状態にまで「追い込まれた末の死」といえます。そのため、周囲の気付きや適切な相談対応など、地域社会全体で対策に取り組むべきものであります。

自殺対策の本質は、「生きることの支援」にあり、一人一人が互いに支えあいながら、生きがいを持って自分らしく生きることができる社会を目指すことが必要となります。市民の皆様には、自殺を身近な問題として考え、一人一人が自殺予防の主役として取り組んでいただきますよう、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言を賜りました新座市自殺対策推進協議会委員の皆様を始め、関係者の皆様及び市民の皆様に厚く御礼申し上げ、御挨拶といたします。

平成31年3月

新座市長 **並木 僚**





# 目 次

第1章	計画の概要	
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の性格と位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3
第2章	新座市の現状と課題	
1	統計による新座市の現状	5
2	アンケート調査による新座市の現状	16
3	課題の整理	25
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	29
2	基本方針	30
3	施策の体系	32
4	計画の数値目標	33
第4章	具体的な取組	
1	基本施策	35
	基本施策1. 地域におけるネットワークの強化	35
	基本施策2. 自殺対策を支える人材の育成	41
	基本施策3. 市民への啓発と周知	44
	基本施策4. 生きることの促進要因への支援	47
	基本施策5. 若年層（児童・生徒）への支援の強化	53
2	重点施策	57
	重点施策1. 勤労者に関わる問題への取組を推進	57
	重点施策2. 高齢者に対する支援を強化	61
	重点施策3. 生活困窮者に対する支援を強化	65
第5章	計画の推進	
1	推進体制の整備	69
2	計画の点検・評価	70

## 資料編

1	自殺対策基本法	71
2	新座市自殺対策推進協議会条例	74
3	新座市自殺対策推進協議会委員名簿	75
4	新座市いのちを支える自殺対策推進本部設置要綱	76
5	新座市自殺対策庁内連絡会議設置要綱	77
6	策定経過	78
7	諮問・答申	79

## 第1章 計画の概要





# 1 計画策定の背景と目的

わが国の自殺者数は、平成10年以降平成23年度まで14年連続で3万人を超える状態が続き、減少の兆しが見えない状態が続いていました。こうした背景を受け、国では、平成18年に自殺対策基本法（以下、「基本法」という。）を制定し、自殺を社会の問題と捉え、基本理念を定めて総合的な自殺対策を実施することとしました。また、政府が推進すべき自殺対策の指針として、翌平成19年には自殺総合対策大綱（以下、「大綱」という。）が策定されました。

その結果、自殺者数は平成22年から減少傾向を示し始め、平成24年に3万人を割り込んで以降、6年連続で3万人を下回ったものの、依然として深刻な状況が続いており、平成30年時点では、いまだに2万人以上の方が自殺により亡くなっていることなどから、国として自殺対策はなお取り組むべき大きな課題となっています。

こうした状況の中、平成28年4月には基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置付けた上で、基本法第13条において、市の責務として自殺対策計画を定めることが示されました。また、平成29年には大綱が改正となり、自殺総合対策の基本理念として「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを掲げ、施策の推進に取り組むこととなりました。

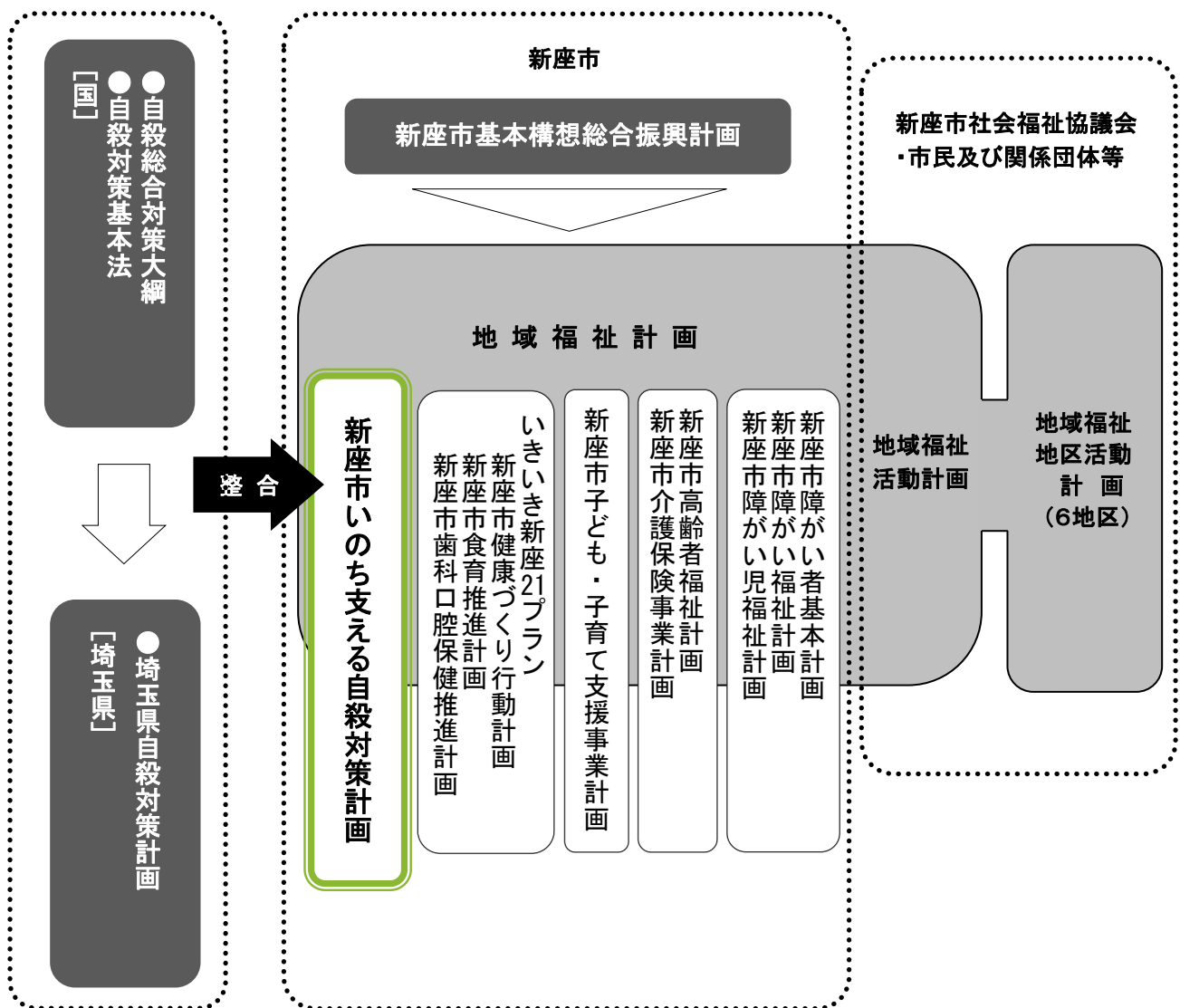
本市では、これまで「第2次いきいき新座21プラン」において、こころの健康づくりと自殺予防対策に取り組んでまいりましたが、平成28年以降は自殺者数が減少傾向にあるものの、毎年20人以上の方が自殺により亡くなっております。自殺による家庭や学校、職場、社会全体にもたらす衝撃や影響は大きく、さらなる対策への取組が必要です。そこで、市民をはじめ、保健・医療・福祉・教育・労働等関係機関・団体との連携・協力を強化し、より効果的・総合的な自殺対策を推進するために、平成31年度を計画初年度とする「新座市いのち支える自殺対策計画」を策定することといたしました。

## 2 計画の性格と位置付け

本計画は、基本法第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」に相当し、大綱及び本市の実情に応じた施策を示したものです。

また、本市の基本構想総合振興計画及び地域福祉計画に基づき、いきいき新座21プランを始めとする各種行政計画と連携し、子どもから高齢者まで、生涯を通じて生きることの包括的な支援に取り組む計画です。

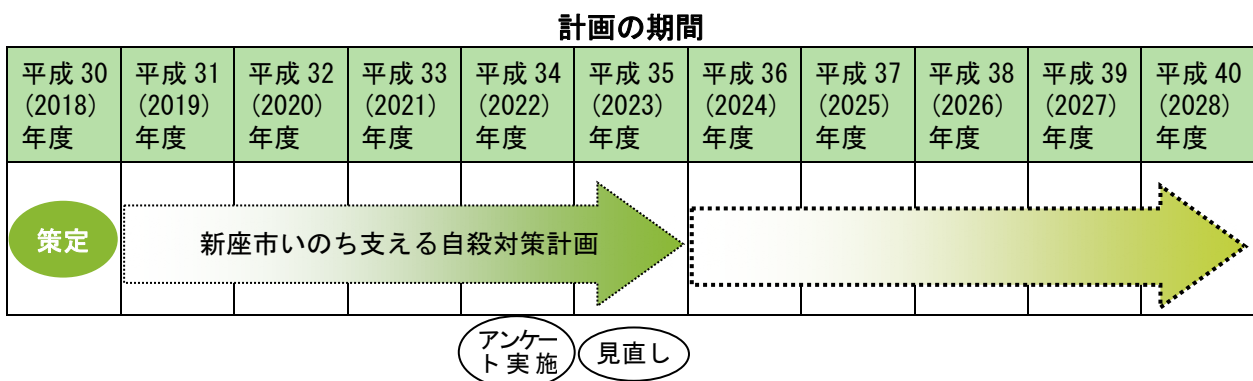
### 計画の位置付け



### 3 計画の期間

国の自殺対策の指針である大綱は、平成19年6月に策定された後、平成20年10月の一部改正、平成24年8月の見直しを経て、平成29年7月に新たな大綱（「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」）が閣議決定されるなど、おおむね5年に一度を目安に改訂が行われてきています。

こうしたことから、本計画の計画期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5か年とし、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。



### 4 計画の策定体制

計画策定に当たって、各分野からの御意見をいただき、検討・審議を行うとともに、市民の意見を幅広く募って計画に反映させるため、以下のような取組を行いました。

#### (1) 新座市自殺対策推進協議会

計画策定に当たって、学識経験者、保健医療団体の代表者、地域活動団体の代表者、関係機関の代表者、市立学校長の代表者等で構成される「新座市自殺対策推進協議会」において、計画の策定に関して必要な事項の協議・検討を行うとともに、各委員に対するヒアリングを行い、御自身の経験や御意見を伺いました。

また、市の幹部職員で構成する「新座市いのちを支える自殺対策推進本部」及び市の関係部署の職員で構成する「新座市自殺対策庁内連絡会議」と相互に連携を保ちながら計画策定を進めました。

## (2) アンケート調査

こころの健康に関する状況や意識を把握するためのアンケート調査を行い、計画策定の基礎資料としました。

### アンケート調査の概要

対象者	調査方法及び調査期間	配布数	回収数	有効回収率
市内在住の 18歳以上の男女	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民基本台帳より無作為抽出</li><li>・郵送による配布、回収</li><li>・配布：平成30年5月18日（金）</li><li>・回収：平成30年5月29日（火）</li></ul>	3,000	1,193	39.8%

## (3) パブリック・コメントに準じた意見募集の実施

計画素案を本市のホームページに掲載するなど内容を公表し、下記の要領でパブリック・コメントに準じて皆様から御意見をいただきました。

期間中にいただいた御意見については、新座市自殺対策推進協議会に提出し、検討の材料としました。

### 意見募集の方法

項目	内容
実施期間	平成30年12月7日（金）～平成31年1月6日（日）
閲覧場所	保健センター、市情報公開総合窓口（総務課）、生涯学習センター、各公民館・コミュニティセンター及び市ホームページ

## 第2章 新座市の現状と課題



# 1 統計による新座市の現状

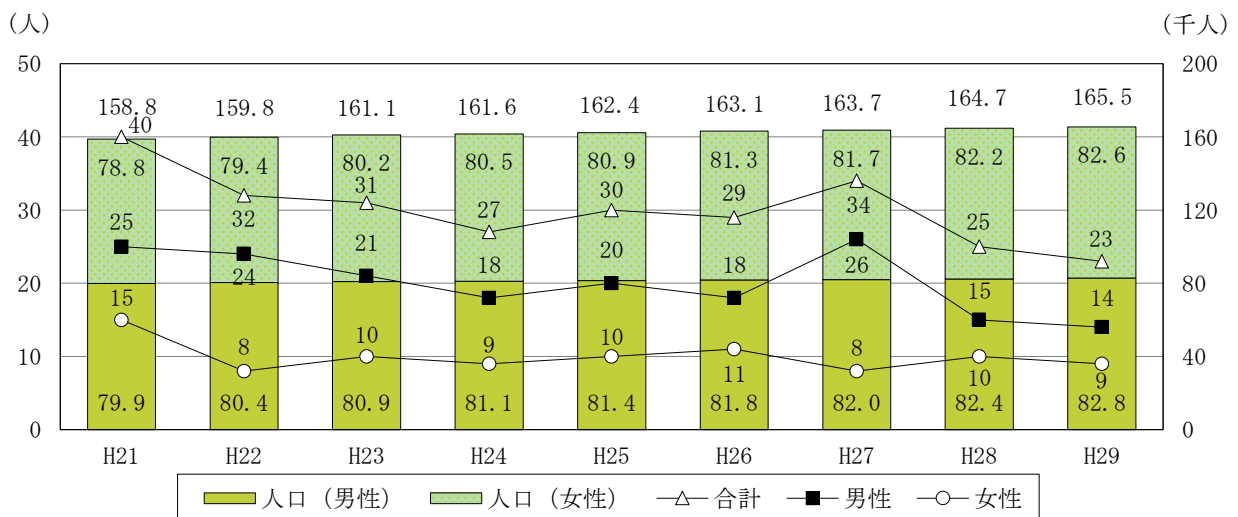
## (1) 自殺者数・自殺死亡率（人口10万人対）の推移

本市の自殺者数は、平成29年で23人となっており、男性については、増減を繰り返しながらも減少傾向となっており、女性については、平成22年以降、おおむね横ばいで推移しています。

また、人口10万人当たりの自殺死亡者数を示す自殺死亡率は、平成29年で14.0となっており、平成21年以降、おおむね減少傾向となっています。なお、男性では、平成27年に30.0を超えた以外は、おおむね減少傾向となっていますが、女性については、増減を繰り返しつつ、おおむね横ばいで推移しています。

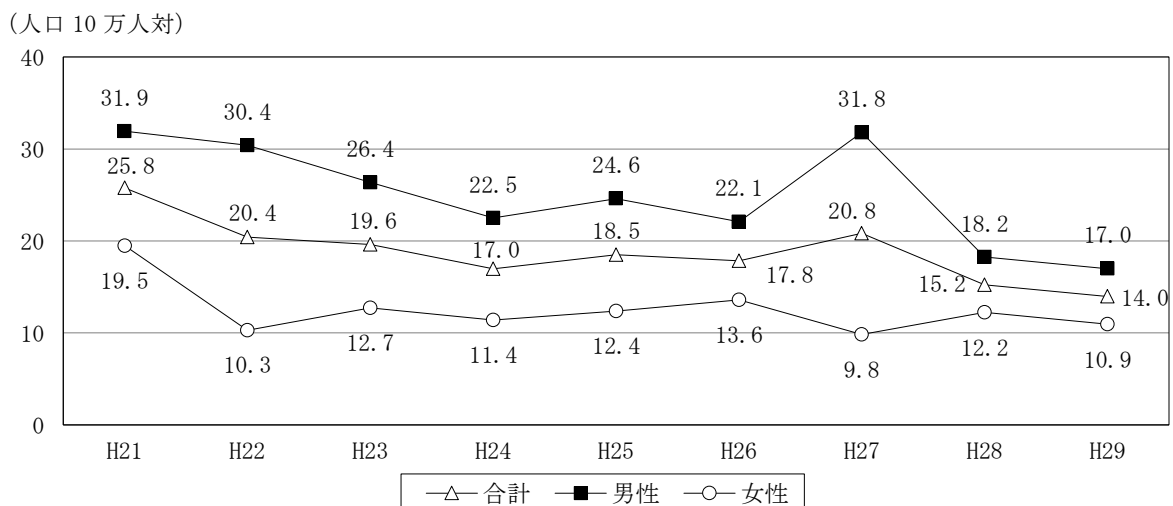
なお、本市の人口は、平成21年以降増加を続けており、平成29年で約16万5千人となっています。

### ■新座市の人口と自殺者数の推移



出典：「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」  
 「統計にいざ（平成29年版）」（住民基本台帳(各年10月1日現在)）

### ■新座市の自殺死亡率の推移



出典：「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」

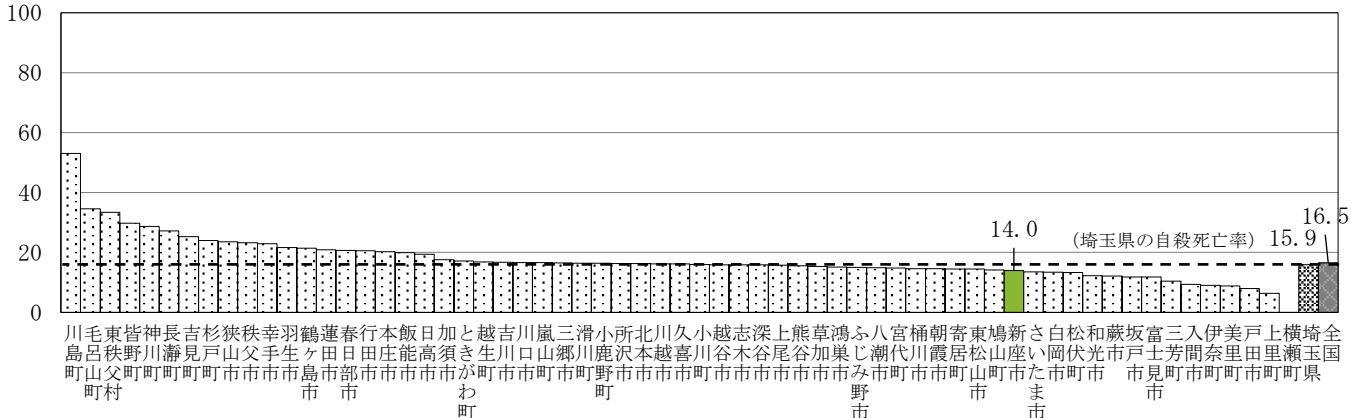
平成29年における本市の自殺死亡率（男女合計）は、県内63市町村の中で15番目に低い値となっています。

男性の自殺死亡率は、17.0と全国や埼玉県の数値をわずかに下回っており、県内市町村の中で15番目に低くなっています。一方、女性については、10.9と全国や埼玉県の数値をわずかに上回っており、県内市町村の中では中位となっています。

### ■埼玉県内自治体別・男女別自殺死亡率（平成29年）

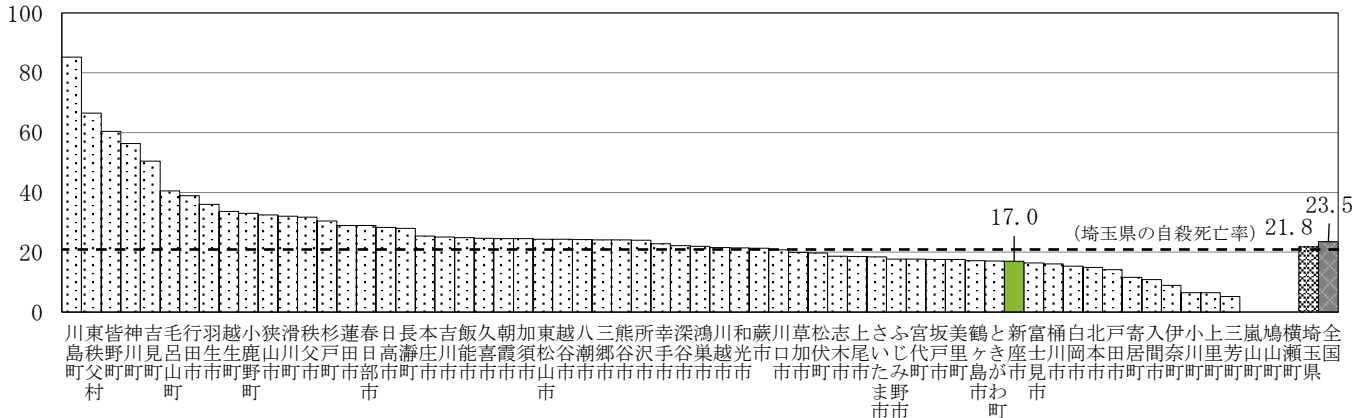
#### 【男女合計】

(人口10万人対)



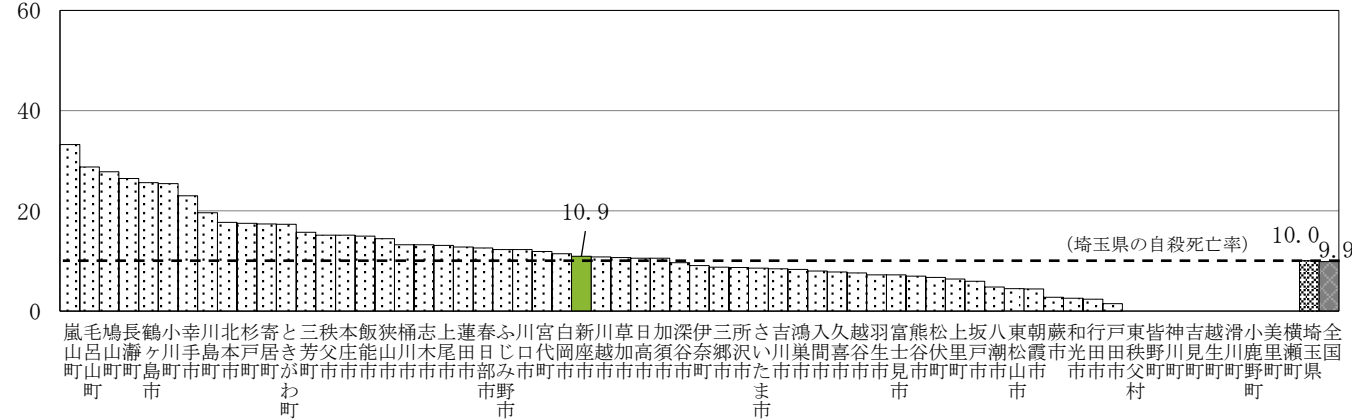
#### 【男性】

(人口10万人対)



#### 【女性】

(人口10万人対)



出典：「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」



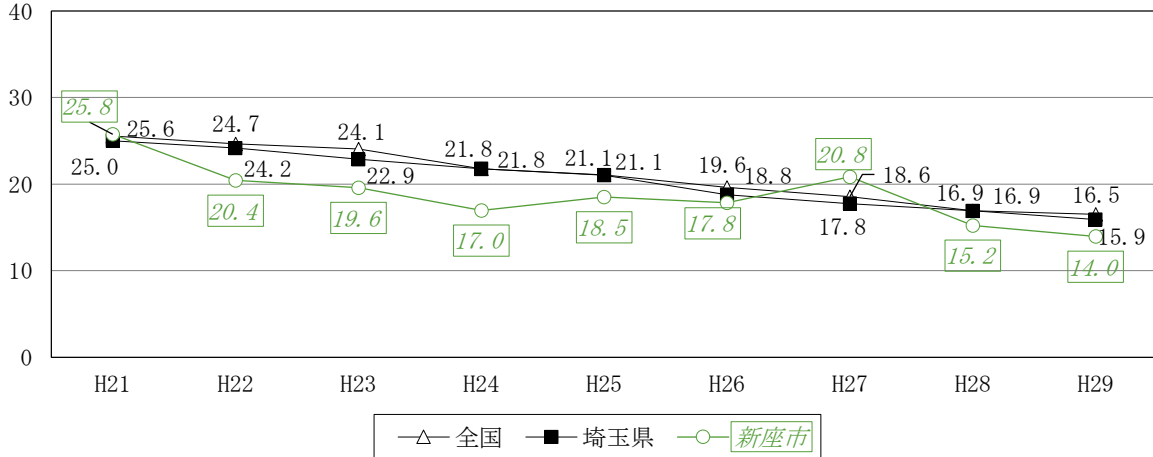
本市の自殺死亡率は、平成21年と平成27年を除き、全国・埼玉県より低い値で推移しており、男性では、平成27年を除いて全国や埼玉県の値を下回っています。

しかし、女性については、全国や埼玉県の値と前後しながら、おおむね横ばいで推移しており、平成28年以降は全国や埼玉県の値をわずかに上回っています。

### ■全国・埼玉県・新座市の自殺死亡率の推移（男女別）

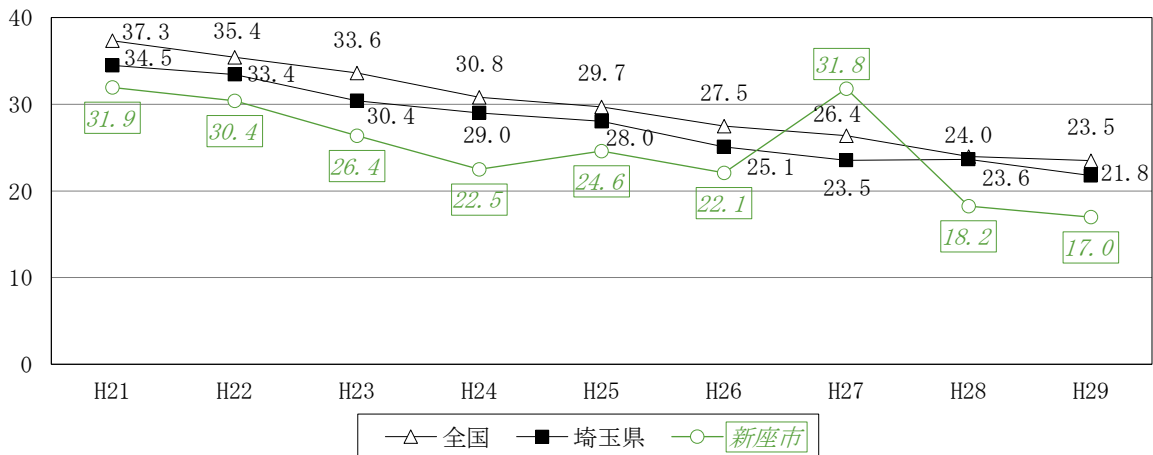
(人口10万人対)

#### 【男女合計】



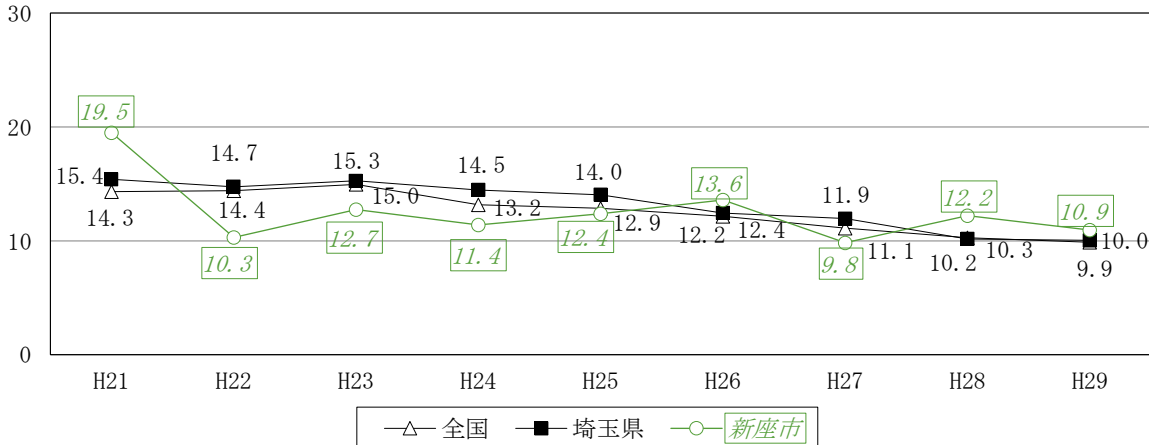
(人口10万人対)

#### 【男性】



(人口10万人対)

#### 【女性】



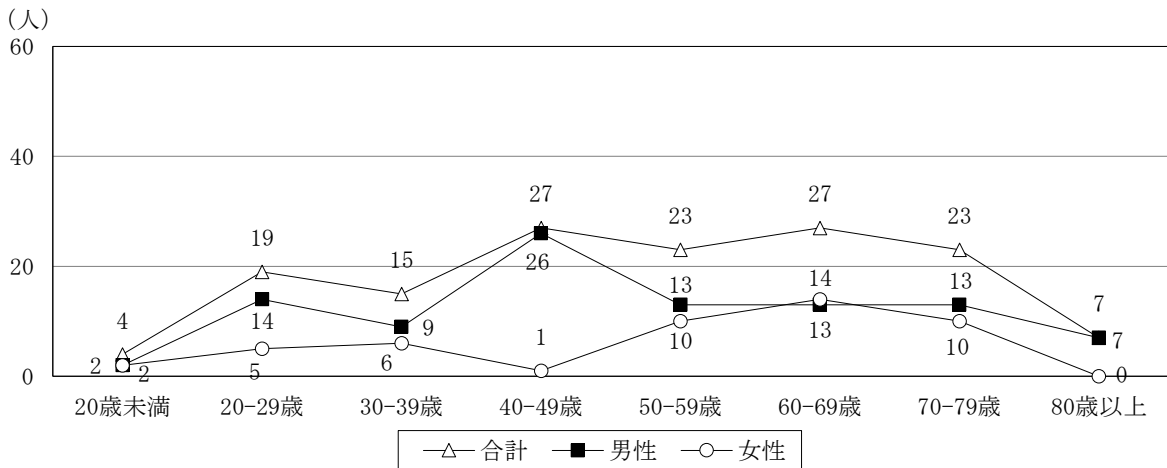
出典：「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」

## (2) 年代別の状況

### 1) 年代別自殺者数

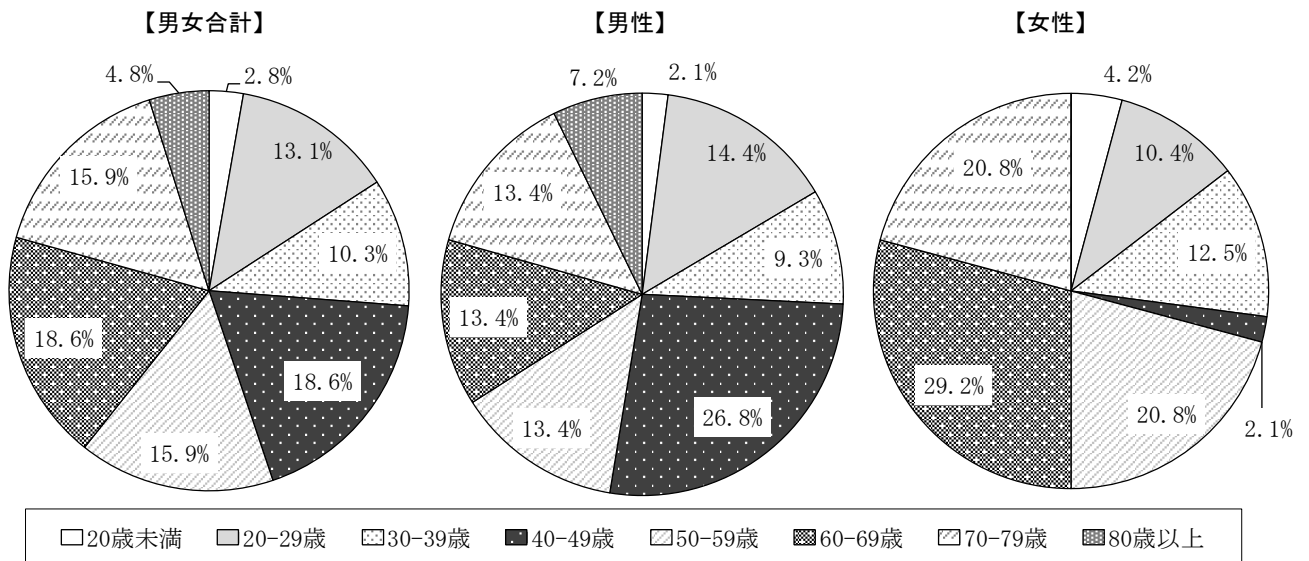
本市における過去5年間（平成24年～28年）の自殺死亡者数は、合計で145人となっており、年代別では、40～49歳および60～69歳がそれぞれ27人と最も多く、次いで50～59歳および70～79歳が23人となっており、この4つの年代の自殺者数は合計100人と、全体の69.0%を占めています。特に、男性では40～49歳で26人と最も多く、男性全体の26.8%を占めており、女性では60～69歳が14人と最も多く、女性全体の29.2%を占めています。なお、女性では、50～79歳で33人と、女性全体の70.8%を占めています。また、20歳未満および20～29歳における自殺者数は23人と、全体の15.9%となっています。

■新座市の「性別×年代別」自殺者数（平成24～28年の合計）



出典：「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」

■新座市の「性別×年代別」自殺者数・割合（平成24～28年の合計）



## 2) 年代別自殺死亡率

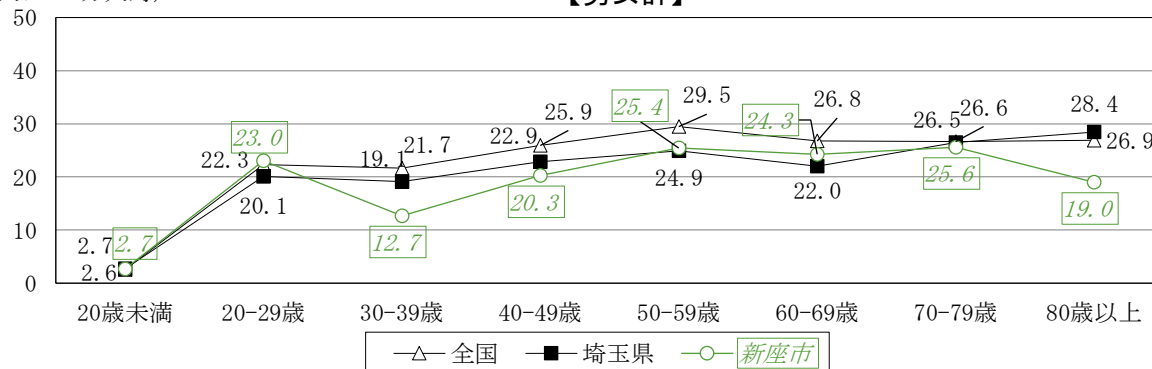
本市における、平成24年から平成28年の年代別自殺死亡率をみると、70～79歳が25.6と最も高く、次いで50～59歳が25.4、60～69歳が24.3となっており、壮年期における自殺死亡率が高くなっています。

男性では80歳以上が49.2と最も高く、次いで40～49歳が36.9、20～29歳が33.4となっており、いずれも全国や埼玉県より高くなっていますが、他の年代では、全国や埼玉県より低くなっています。一方、女性では60～69歳が24.2と最も高く、次いで50～59歳が23.2、70～79歳が21.0となっており、いずれも全国や埼玉県より高くなっています。

### ■新座市の「性別×年代別」自殺死亡率（平成24～28年の合計）

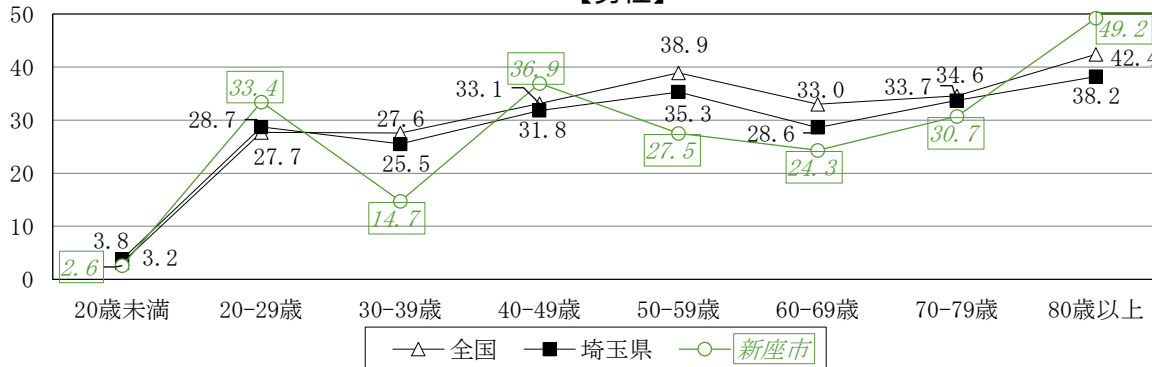
(人口10万人対)

#### 【男女計】



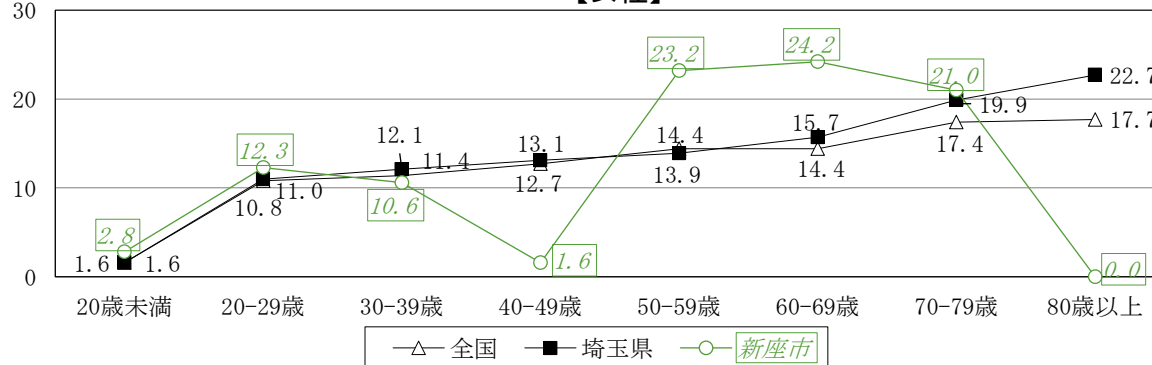
(人口10万人対)

#### 【男性】



(人口10万人対)

#### 【女性】



出典：男性・女性…「地域自殺実態プロファイル（自殺総合対策推進センター※1）」より集計

男女計…自殺者数は「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」、人口は「各年10月1日現在人口推計（総務省統計局）」を用いて算出

※1 自殺総合対策推進センターは、学際的な観点から、関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化するため、国が平成28年4月に設置。

### 3) 年代別死因※<sup>2</sup>順位

本市における、平成24年から平成28年までの5年間累計の年代別死因では、青年期（15歳～24歳）では自殺が第1位となっており、約半数の方が自殺で亡くなっていることとなります。

また、壮年期（25歳～44歳）では、自殺が死因の第2位となっており、4人に1人が自殺で亡くなっていることとなっています。

なお、中年期（45歳～64歳）では、自殺が死因の第4位となっています。

#### ■年代別の死因順位（平成24～28年）<sup>(注1)</sup>

	青年期 (15歳～24歳)	壮年期 (25歳～44歳)	中年期 (45歳～64歳)	高齢期 (65歳以上)
1位	自殺	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
	48.1%	27.2%	47.8%	30.4%
2位	不慮の事故	自殺	心疾患 (高血圧性を除く)	心疾患 (高血圧性を除く)
	22.2%	25.2%	13.8%	17.2%
3位	悪性新生物	脳血管疾患	脳血管疾患	肺炎
	14.8%	8.6%	7.2%	11.3%
4位	心疾患 (高血圧性を除く)	心疾患 (高血圧性を除く)	自殺	脳血管疾患
	7.4%	7.3%	6.5%	8.4%
5位	(注2)	不慮の事故	肝疾患	老衰
		6.0%	2.6%	4.8%
6位		糖尿病	肺炎	不慮の事故
2.0%		1.9%	2.0%	
7位		敗血症	糖尿病	腎不全
		1.3%	1.8%	1.7%
8位		肝疾患	不慮の事故	大動脈瘤及び解離
		1.3%	1.7%	1.5%
その他	その他	その他	その他	その他
	7.4%	21.2%	16.6%	22.6%

(注1) 結果の比率は、死亡者を基数として小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しているため、死因比率の合計が100%にならない場合がある。

(注2) 15～24歳の5～8位は、死因簡単分類に当てはまる死因が存在しないため、その他のみを表示。

出典：埼玉県資料（地域別の健康情報：厚生労働省「人口動態統計」を基に作成）

※2 人口動態統計（厚生労働省）における死因順位に用いる分類項目により、死亡割合が同率の場合は死因簡単分類のコード番号順に掲載し、9位以下は8位と同率であっても掲載していない。

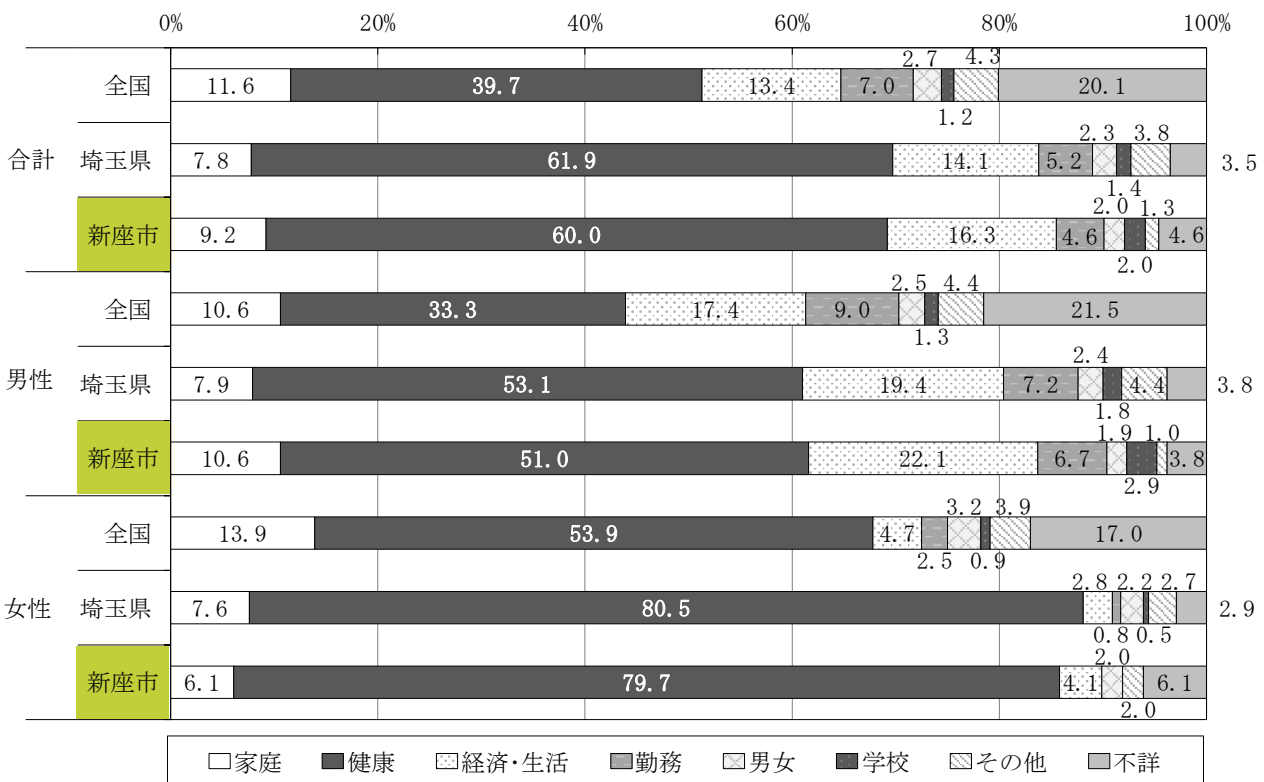
### (3) 原因・動機の状況

自殺の原因・動機の状況を、家庭、健康、経済・生活、勤務、男女、学校、その他の問題の分類別に見ると、全国、埼玉県、本市のいずれも健康の問題が原因で自殺する割合が最も高く、本市では60.0%となっており、埼玉県の61.9%よりは低くなっていますが、全国の39.7%より高くなっています。次いで、経済・生活の問題が原因で自殺する割合が16.3%となっており、埼玉県の14.1%、全国の13.4%より高くなっています。

男性の自殺者数の割合を見ると、市全体と同様、健康の問題が原因で自殺する割合が最も高く、本市では51.0%となっており、埼玉県の53.1%よりは低くなっていますが、全国の33.3%より高くなっています。経済・生活の問題が原因で自殺する割合は22.1%となっており、埼玉県の19.4%、全国の17.4%より高くなっています。

女性においても、健康の問題が原因で自殺する割合が79.7%と最も高く、埼玉県の80.5%よりは低くなっていますが、全国の53.9%を大きく上回っており、男性の約1.6倍と高くなっています。一方、経済・生活の問題が原因で自殺する割合は、本市では4.1%となっており、埼玉県の2.8%よりは高くなっていますが、全国の4.7%よりは下回っており、男性の22.1%の約2割にとどまっています。

■全国・埼玉県・新座市の「性別×原因・動機別」自殺者数割合<sup>(注)</sup> (平成24～28年の合計)



(注) 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。  
平成19年に自殺統計原票が改正され、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上することとしている。

出典：「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」

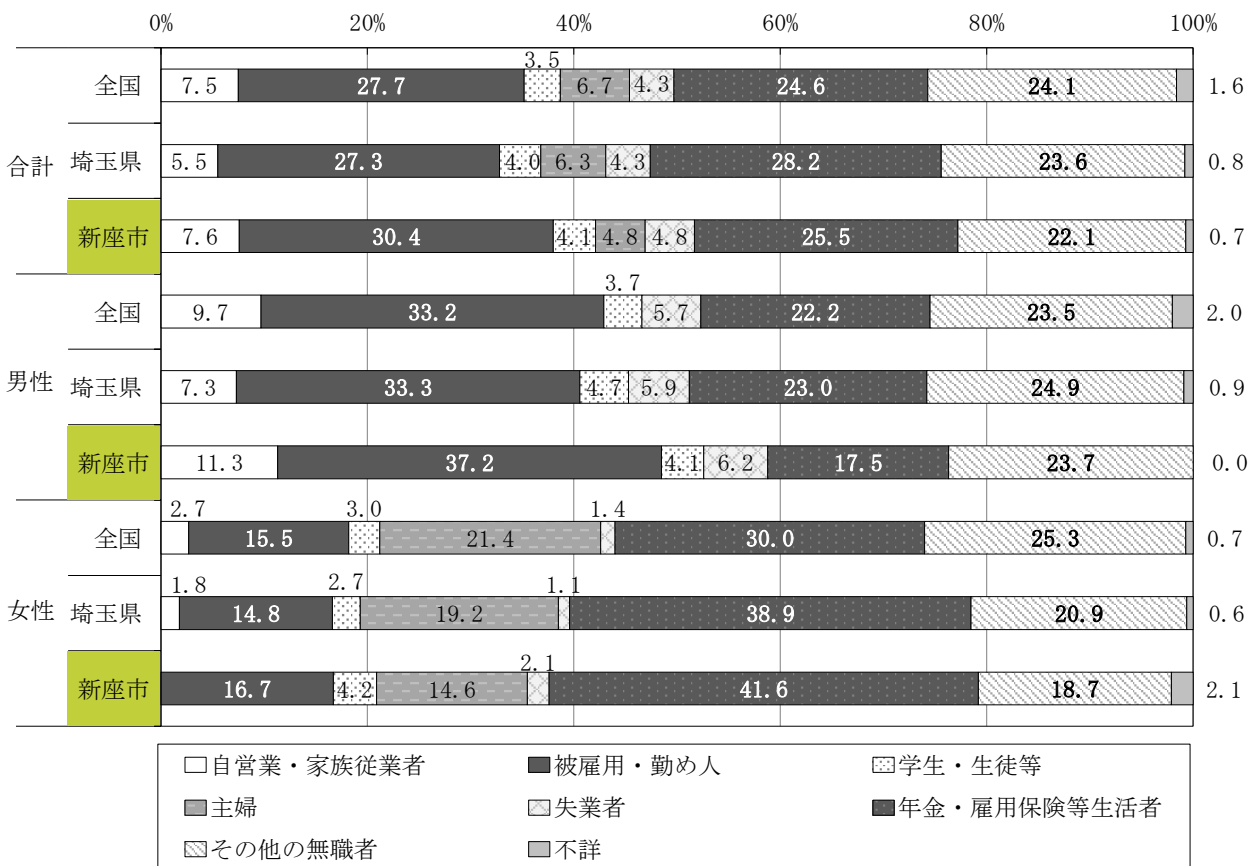
#### (4) 職業別の状況

職業別の自殺の状況を見ると、全国、埼玉県、本市のいずれも「被雇用・勤め人」の割合が最も高く、本市では30.4%と埼玉県の27.3%、全国の27.7%より高くなっています。次いで、「年金・雇用保険等生活者」が25.5%となっており、埼玉県の28.2%より低くなっていますが、全国の24.6%より高くなっています。

男性の自殺の状況を見ると、市全体と同様、全国、埼玉県、本市のいずれも「被雇用・勤め人」の割合が最も高く、「自営業・家族従業者」と合わせた「有職者」では、48.5%と、埼玉県の40.6%、全国の42.9%より高くなっています。また、「失業者」「年金・雇用保険等生活者」「その他の無職者」の合計（以下、「無職者」という。）では、47.4%と、「有職者」とほぼ同数となっており、埼玉県の53.8%、全国の51.4%より低くなっています。

女性の自殺の状況を見ると、主婦を除いた「無職者」の割合が、本市では62.4%と「有職者」の3倍以上となっており、埼玉県の60.9%、全国の56.7%より高くなっています。

■全国・埼玉県・新座市の「性別×職業別」自殺者数割合（平成24～28年の合計）



出典：「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」

## (5) 職業の有無・同居人の有無別の状況

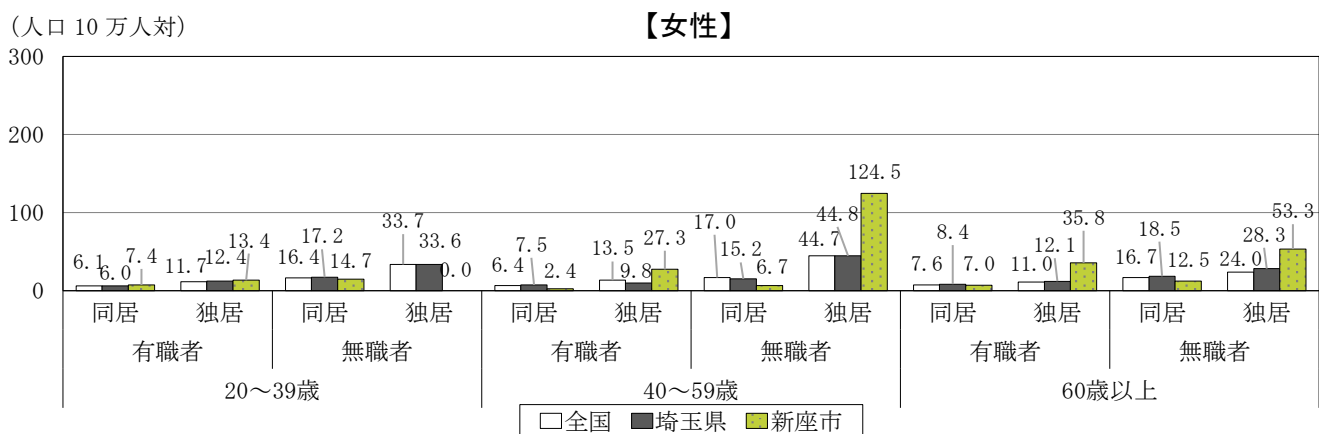
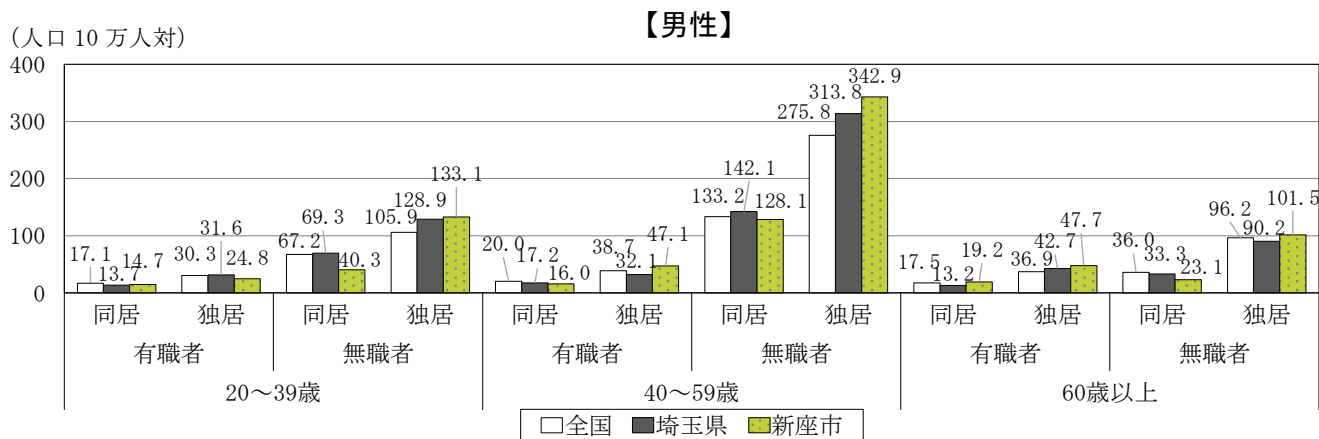
本市における自殺死亡率を、職業の有無・同居人の有無別に見ると、男性40～59歳（無職者・独居）で342.9と最も高くなっており、男性40～59歳（無職者・同居）の2倍以上、男性40～59歳（有職者・独居）の7倍以上となっており、全国や埼玉県と比べて高くなっています。

次いで、男性20～39歳（無職者・独居）が133.1と、男性20～39歳（無職者・同居）の3倍以上、男性20～39歳（有職者・独居）の5倍以上となっており、全国や埼玉県と比べて高くなっています。また、男性60歳以上（無職者・独居）では101.5と、男性60歳以上（無職者・同居）の4倍以上、男性60歳以上（有職者・独居）の2倍以上となっており、全国や埼玉県と比べて高くなっています。

女性について見ると、女性40～59歳（無職者・独居）が124.5と最も高く、女性40～59歳（無職者・同居）の18倍以上、女性40～59歳（有職者・独居）の4倍以上となっており、全国や埼玉県と比べて高くなっています。

次いで、女性60歳以上（無職者・独居）が53.3と、女性60歳以上（無職者・同居）の4倍以上、女性60歳以上（有職者・独居）の1.5倍となっており、全国や埼玉県と比べて高くなっています。

### ■全国・埼玉県・新座市の「性別×年代別×就業有無別×同居有無別」自殺死亡率 (平成24～28年の合計)



出典：「地域自殺実態プロファイル（自殺総合対策推進センター）」

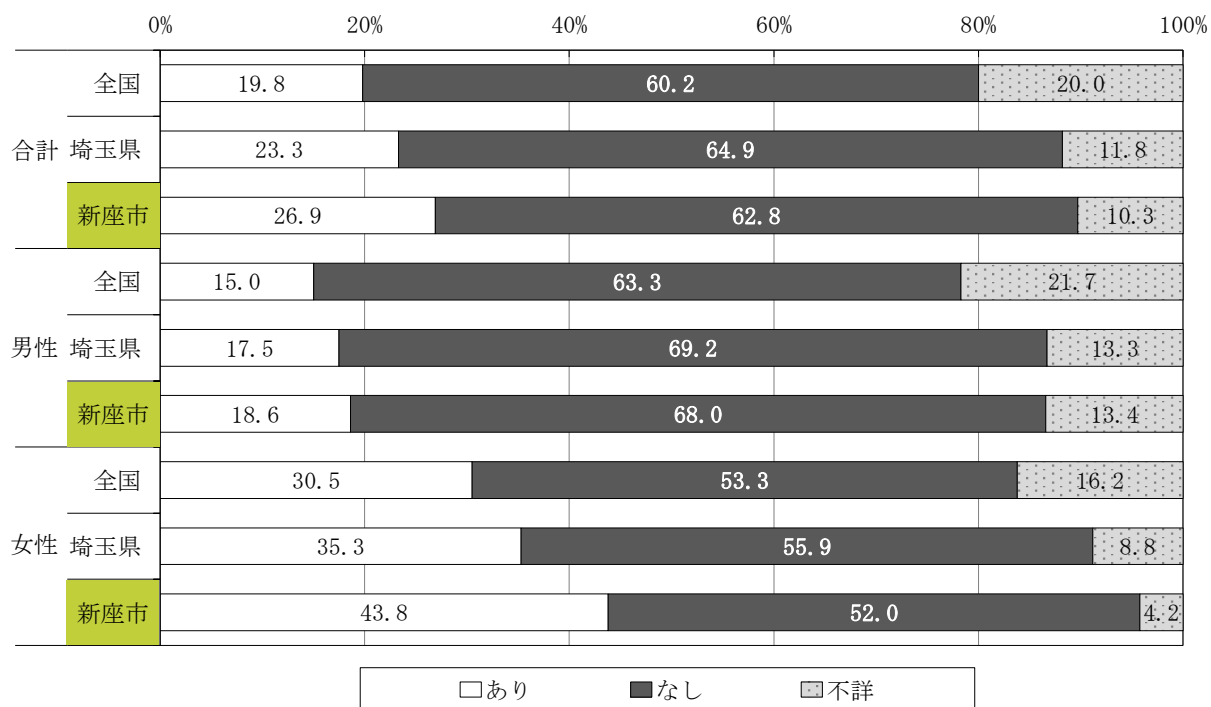
## (6) 自殺未遂歴の有無別の状況

本市では、自殺者に占める自殺未遂歴のある方は26.9%となっており、埼玉県23.3%、全国19.8%より高くなっています。

特に、女性については、自殺未遂歴のある方の割合が43.8%と、男性と比べて2倍以上となっており、全国や埼玉県と比べても高くなっています。

男性では、18.6%と、埼玉県の17.5%、全国15.0%より高くなっています。

■全国・埼玉県・新座市の自殺未遂歴の有無別の自殺者数割合（平成24～28年の合計）



出典：「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」



### 《参考：自殺者の危機経路事例》

下表は、自殺総合対策推進センターによる「地域自殺実態プロファイル」において示されたものです。本市における自殺者数と自殺割合<sup>(注1)</sup>で見た自殺者区分をあげ、NPO法人ライフリンクが調査し、まとめた「自殺実態白書2013」での「背景にある主な自殺の危機経路」<sup>(注2)</sup>の事例を対比させてものとなっています。

11 ページの「(3) 原因・動機の状態」では、自殺には様々な原因・動機があることが分かりますが、下図の自殺者の危機経路事例では、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有していることが分かります。

(注1) 自殺者数が同数の場合は、自殺率の高い順に表示。

(注2) 「自殺実態白書2013」では、500人を超える自死遺族に聞き取りを行い、自殺の危機要因を調査し、互いの関連を分析（あくまでも該当する性・年代等の特性に応じ、全国的に見て代表的と考えられる「自殺の危機経路」を示すものであり、提示された経路が唯一のものではない）。

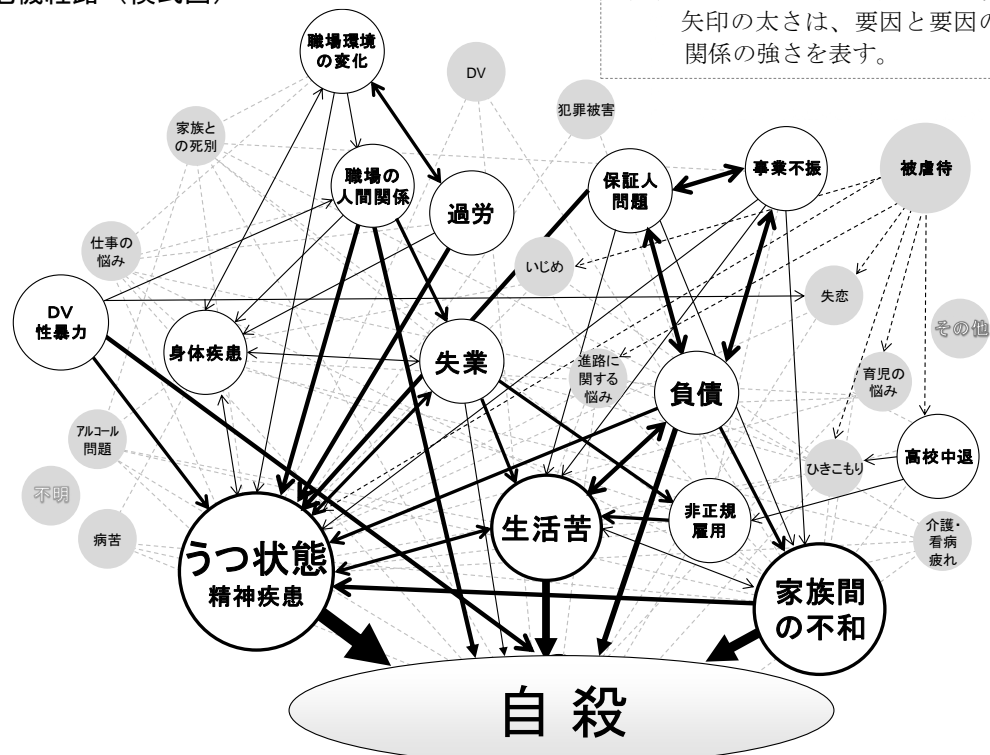
### ■自殺者の危機経路事例

上位5区分		自殺者数 5年計 (H24～H28)	割合	自殺率 (10万人対)	背景にある主な自殺の危機経路 <sup>(注)</sup> の事例 （‘→’は、連鎖する要因同士の関連、 ‘+’は、さらに加わった要因を示す）
1位	男性 40～59歳 有職/同居	15人	10.3%	16.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗 →うつ状態→自殺
2位	男性 60歳以上 無職/同居	12人	8.3%	23.1	失業（退職） →生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
3位	女性 60歳以上 無職/独居	11人	7.6%	53.3	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位	女性 60歳以上 無職/同居	11人	7.6%	12.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位	男性 60歳以上 無職/独居	10人	6.9%	101.5	失業（退職）+死別・離別→うつ状態 →将来生活への悲観→自殺

(注) 「背景にある主な自殺の危機経路」は「自殺実態白書2013（ライフリンク）」を参考としたもの。

出典：「地域自殺実態プロファイル（自殺総合対策推進センター）」

### ■自殺の危機経路（模式図）



(注) まるの大きさは要因の発生頻度を表し、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表す。

出典：NPO法人ライフリンク「自殺実態1000人調査」

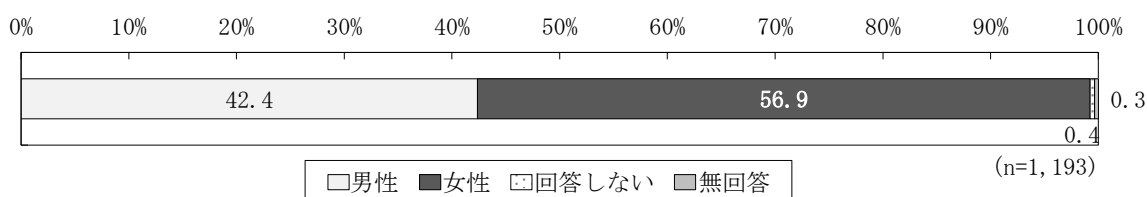
## 2 アンケート調査による新座市の現状

アンケート調査は、市内在住の18歳以上の方を無作為で抽出した3,000人を対象とし、こころの健康に関する状況や意識を把握することを目的に調査を実施したもので、1,193人の回答を得ることができました。

### (1) 回答者の属性

#### 1) 性別

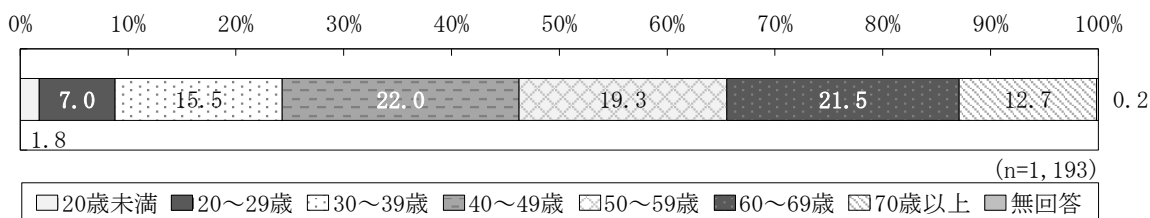
性別は「男性」42.4%、「女性」56.9%と、「女性」の割合が高くなっています。



(注) 「n」は設問の回答者数であり、各グラフの比率は「n」を母数とした割合を表す(以下、すべて同じ)。

#### 2) 年齢

年齢は「40～49歳」が22.0%と最も多く、次いで、「60～69歳」が21.5%となっています。



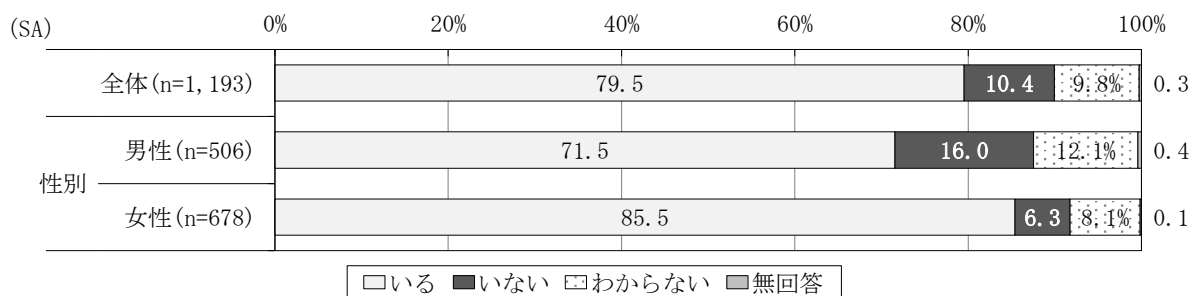
## (2) 周囲の人たちとの関係について

### 1) 耳を傾けてくれる人の有無

不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人の有無では、「いる」が79.5%、「いない」が10.4%、「わからない」が9.8%となっています。

また、「いない」または「わからない」と回答された方の割合は、「男性」で28.1%、「女性」は14.4%となっており、女性より男性の割合が高くなっています。

#### ■耳を傾けてくれる人の有無



(注) 「SA」は単一回答の設問を表す (以下、すべて同じ)。

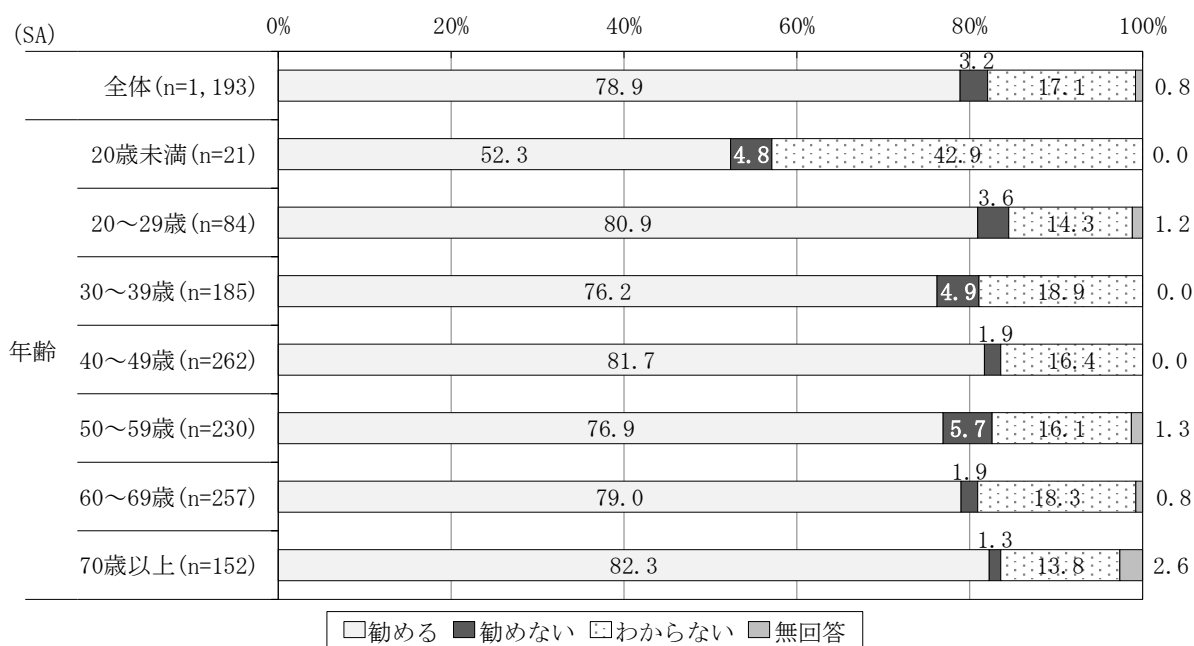
## (3) こころの健康について

### 1) 身近な人の「うつ病のサイン」の対応について

家族や身近な人の「うつ病のサイン」に気付いたとき、専門の相談窓口を勧めるかについては、「勧める」が78.9%、「わからない」が17.1%、「勧めない」が3.2%となっています。

年齢別では、20歳未満で「勧めない」または「わからない」と回答された方の割合が47.7%と、他の年代より高くなっています。

#### ■身近な人の「うつ病のサイン」に対して専門の相談窓口を勧めるか



## 2) 自分自身の「うつ病のサイン」の対応について

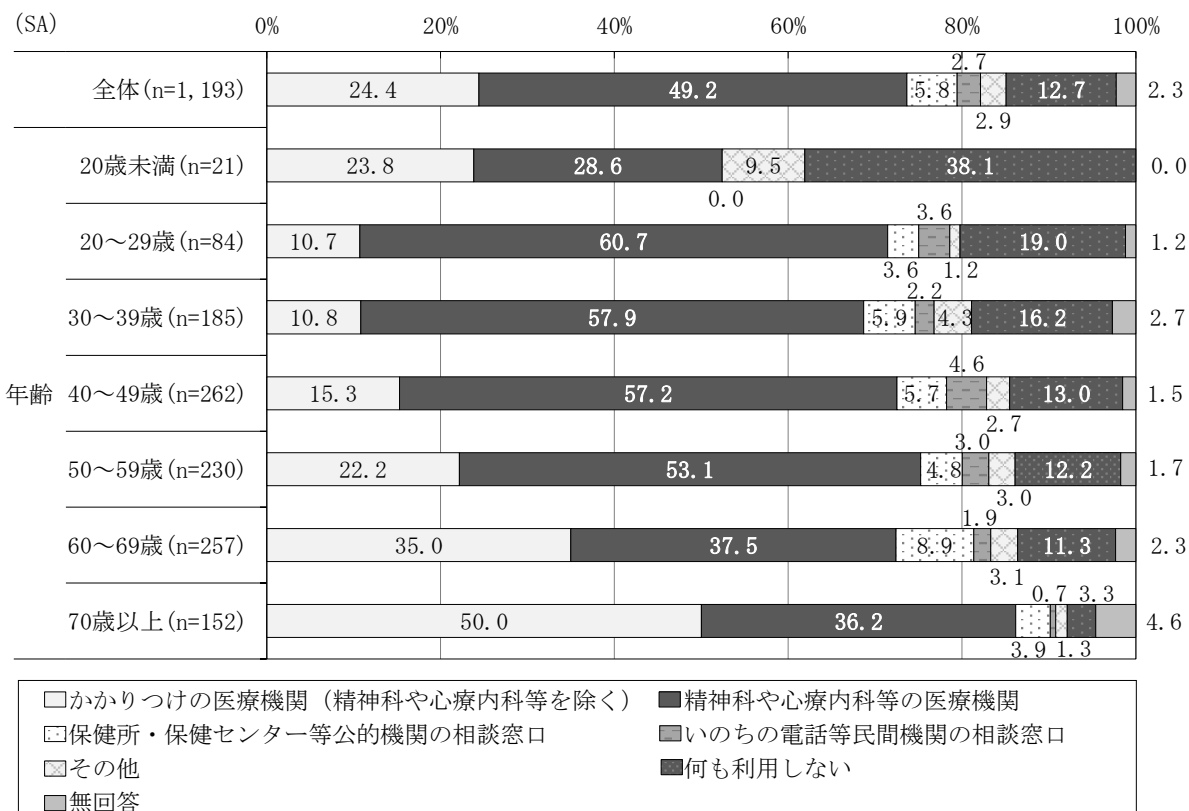
自分自身の「うつ病のサイン」に気付いたときに利用したい専門相談窓口は、「精神科や心療内科等の医療機関」が49.2%と最も高く、次いで「かかりつけの医療機関（精神科や心療内科等を除く）」（以下、「かかりつけ医」という。）が24.4%となっています。

年齢別では、「精神科や心療内科等の医療機関」が20～29歳で60.7%と最も高く、以降、年齢とともに減少し、70歳以上では36.2%と最も低くなっています。

また、「かかりつけ医」は、20歳～29歳で10.7%と最も低く、以降、年齢とともに増加し、70歳以上では50.0%と最も高くなっています。

なお、20歳未満では「何も利用しない」が38.1%と最も高く、以降、年齢とともに減少し、70歳以上では3.3%と最も低くなっています。

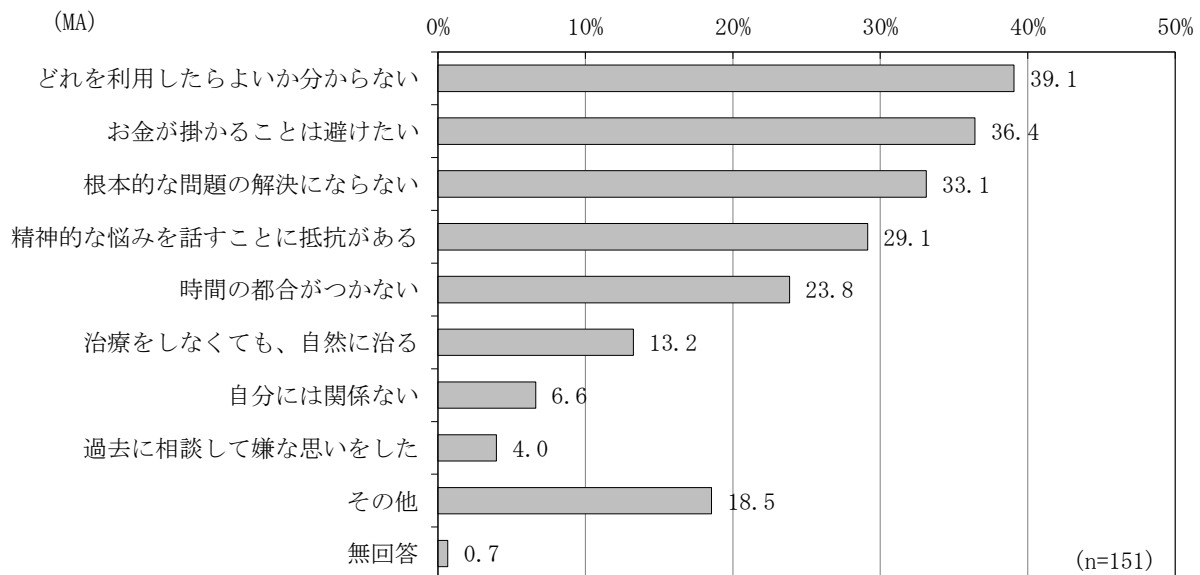
### ■自分自身の「うつ病のサイン」に気付いたときの専門の相談窓口



### 3) 専門の相談窓口を利用しない理由

専門の相談窓口を「利用しない」理由では、「どれを利用したらよいか分からない」が39.1%と最も高く、次いで、「お金が掛かることは避けたい」が36.4%、「根本的な問題の解決にならない」が33.1%となっています。

#### ■専門の相談窓口を利用しない理由



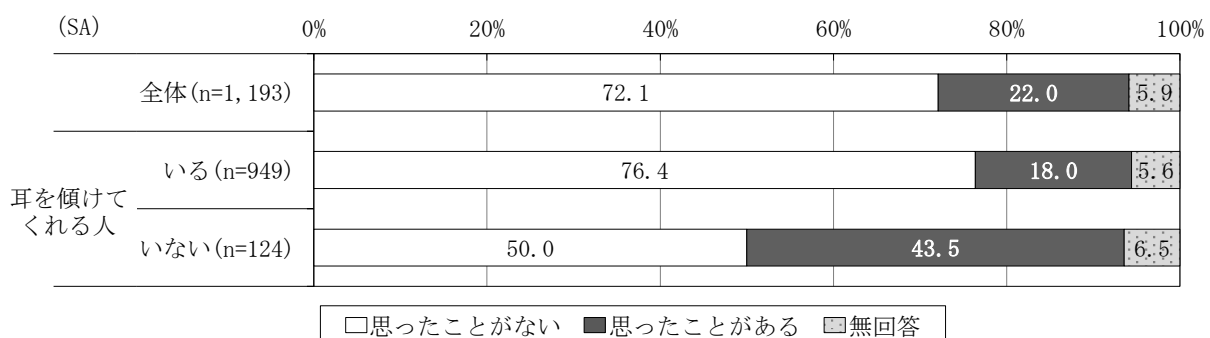
### (4) 自殺に関する考えについて

#### 1) 本気で自殺したいと思ったことの有無

本気で自殺したいと思ったことの有無では、「思ったことがない」が72.1%、「思ったことがある」が22.0%となっています。

「耳を傾けてくれる人」の有無別で見ると、「(耳を傾けてくれる人が) いない」人では、「(自殺したいと) 思ったことがある」が43.5%と半数近くとなっており、「(耳を傾けてくれる人が) いる」人で「(自殺したいと) 思ったことがある」の18.0%を大きく上回っています。

#### ■本気で自殺したいと思ったことの有無



## 2) 自殺に関する考え方

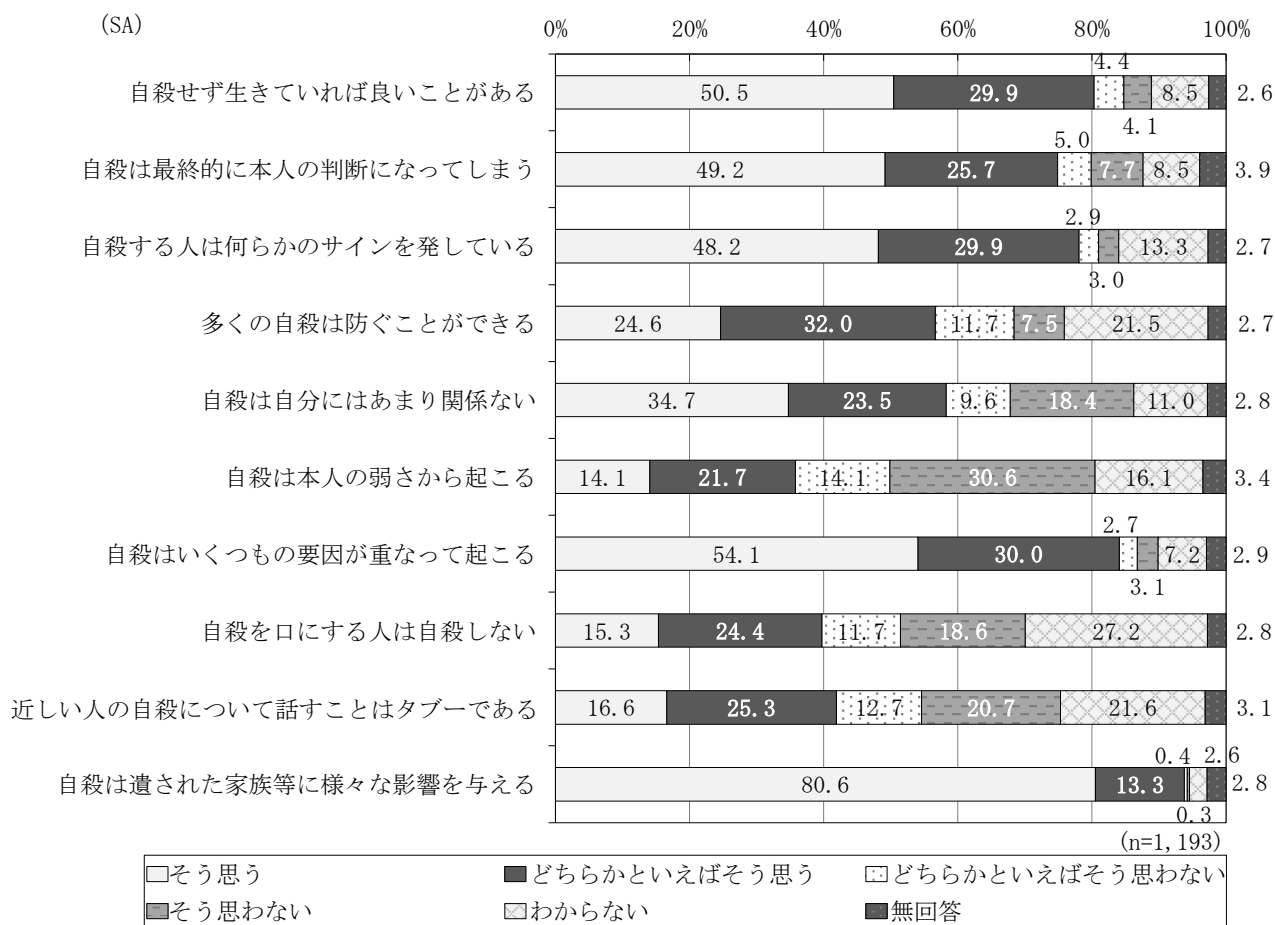
自殺に関する考え方として10項目について聞いたところ、「自殺は遺された家族等に様々な影響を与える」で「そう思う」と回答された割合が最も高く80.6%となっており、次いで「自殺はいくつもの要因が重なって起こる」「自殺せず生きていれば良いことがある」「自殺は最終的に本人の判断になってしまう」「自殺する人は何らかのサインを発している」で約半数の方が「そう思う」と回答されています。

また、「自殺は自分にはあまり関係ない」「多くの自殺は防ぐことができる」では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計で50%を超えています。

一方、「自殺は本人の弱さから起こる」は「そう思わない」と回答された方の割合が最も高く30.6%となっており、「自殺は自分にはあまり関係ない」「自殺を口にする人は自殺しない」「近しい人の自殺について話すことはタブーである」では、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計で約30%となっています。

なお、「自殺を口にする人は自殺しない」では「わからない」と回答された方の割合が最も高く27.2%となっており、「多くの自殺は防ぐことができる」「近しい人の自殺について話すことはタブーである」では「わからない」と回答された方が20%以上となっています。

### ■自殺に関する考え方

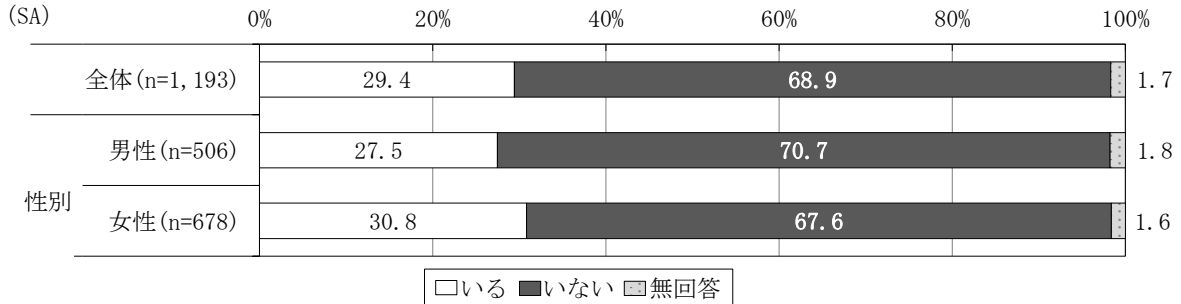


## (5) 周りの状況について

### 1) 身近で「自死<sup>※3</sup>」した方の有無

周りで自死をした方の有無を見ると、「いる」方が29.4%、「いない」方が68.9%となっています。なお、男性では、「いる」方が27.5%、「いない」方が70.7%、女性では「いる」方が30.8%、「いない」方が67.6%となっています。

#### ■あなたの周りで自死した方の有無



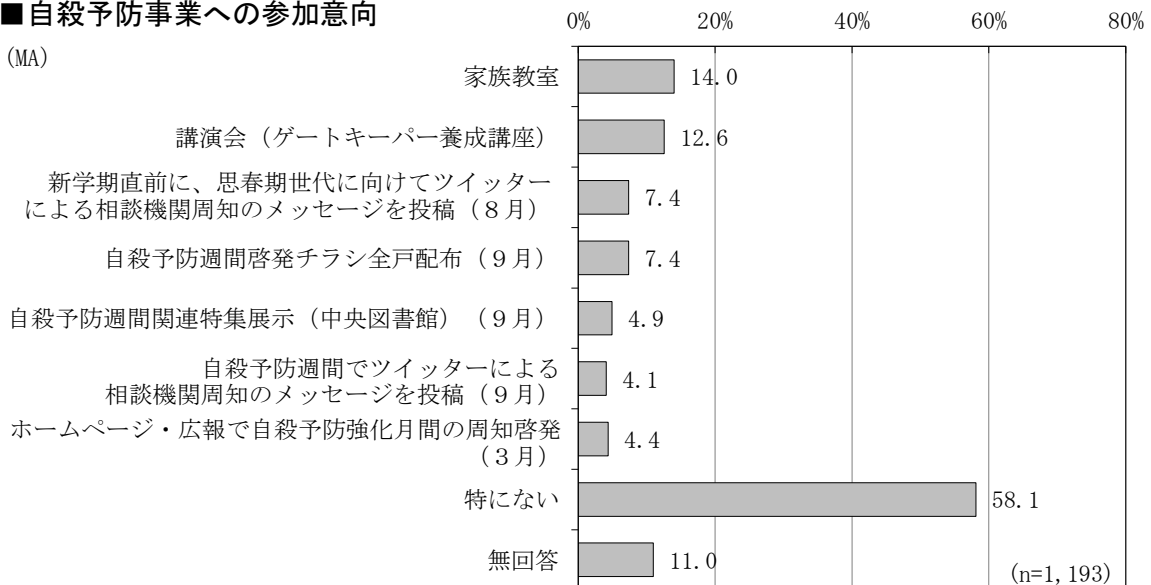
## (6) 新座市の取組について

### 1) 既存の自殺予防事業の参加意向

参加してみたい自殺予防事業や参考にしたい本市の取組では、「家族教室（例：統合失調症について・うつ病について・大人の発達障がいについて）」が14.0%と最も高く、次いで、「講演会（ゲートキーパー<sup>※4</sup>養成講座）」が12.6%、「新学期直前に、思春期世代に向けてツイッターによる相談機関周知のメッセージを投稿（8月）」「自殺予防週間啓発チラシ全戸配布（9月）（例：相談先一覧及び開催事業の案内）」がそれぞれ7.4%となっています。

なお、参加してみたい事業や参考にしたい本市の取組について、「特にない」と回答された方の割合が58.1%と最も高くなっています。

#### ■自殺予防事業への参加意向



※3 「自死」は遺された家族や身近な人に深い心の傷を残すため、心情に配慮して「自殺」という言葉に代わり「自死」という言葉を用いることがある。

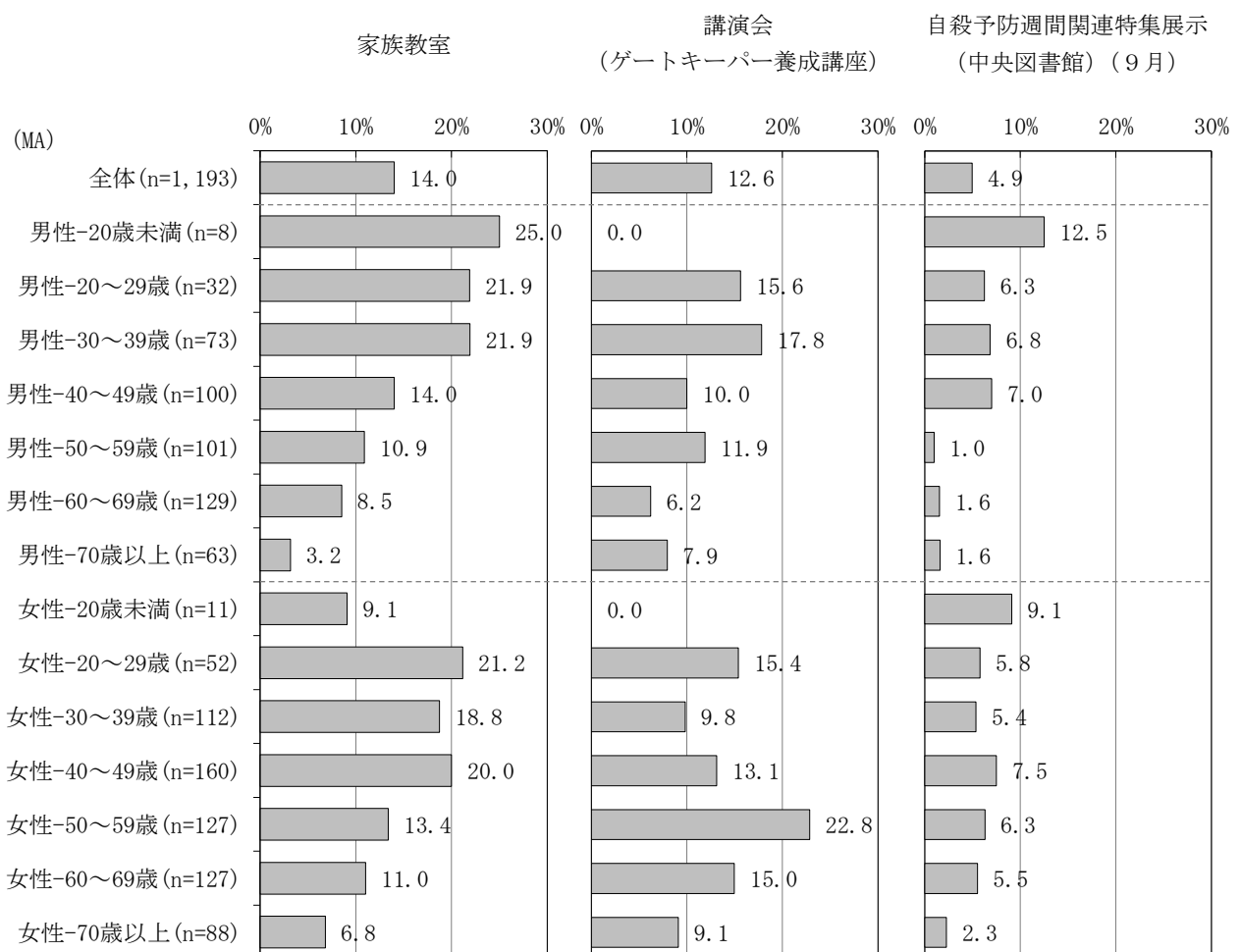
※4 ゲートキーパーとは、一般に「門番」と訳されるが、自殺予防事業では「悩みを持つ人に気づき、声をかけ、話を聞き、相談機関につなげ、見守る人」を表す。

参加してみたい自殺予防事業や参考にしたい本市の取組で最も多い「家族教室（例：統合失調症について・うつ病について・大人の発達障がいについて）」については、男性では20歳未満で25.0%と最も高く、以降、年齢ともに減少し、70歳以上で3.2%となっています。女性でも、20～29歳で21.2%と最も高くなっていますが、以降、年齢ともにおおむね減少し、70歳以上で6.8%となっています。

次いで多い「講演会（ゲートキーパー養成講座）」については、男性では、30～39歳で17.8%と最も高く、次いで20～29歳が15.6%、50～59歳が11.9%となっています。女性では、50～59歳で22.8%と最も高く、次いで20～29歳が15.4%、60～69歳で15.0%となっています。

また、参加者来訪型の取組である「家族教室」「講演会」「自殺予防週間関連特集展示（9月）（例：市中央図書館にて『いのち』や『こころ』に関する図書や啓発資料等の企画展示）」については、男性では、20歳未満で12.5%と最も高く、次いで40～49歳が7.0%、30～39歳が6.8%となっています。また、女性では、20歳未満で9.1%と最も高く、次いで40～49歳が7.5%、50～59歳が6.3%となっています。

■ 来訪型の自殺予防事業（家族教室・講演会・図書館展示）への参加意向



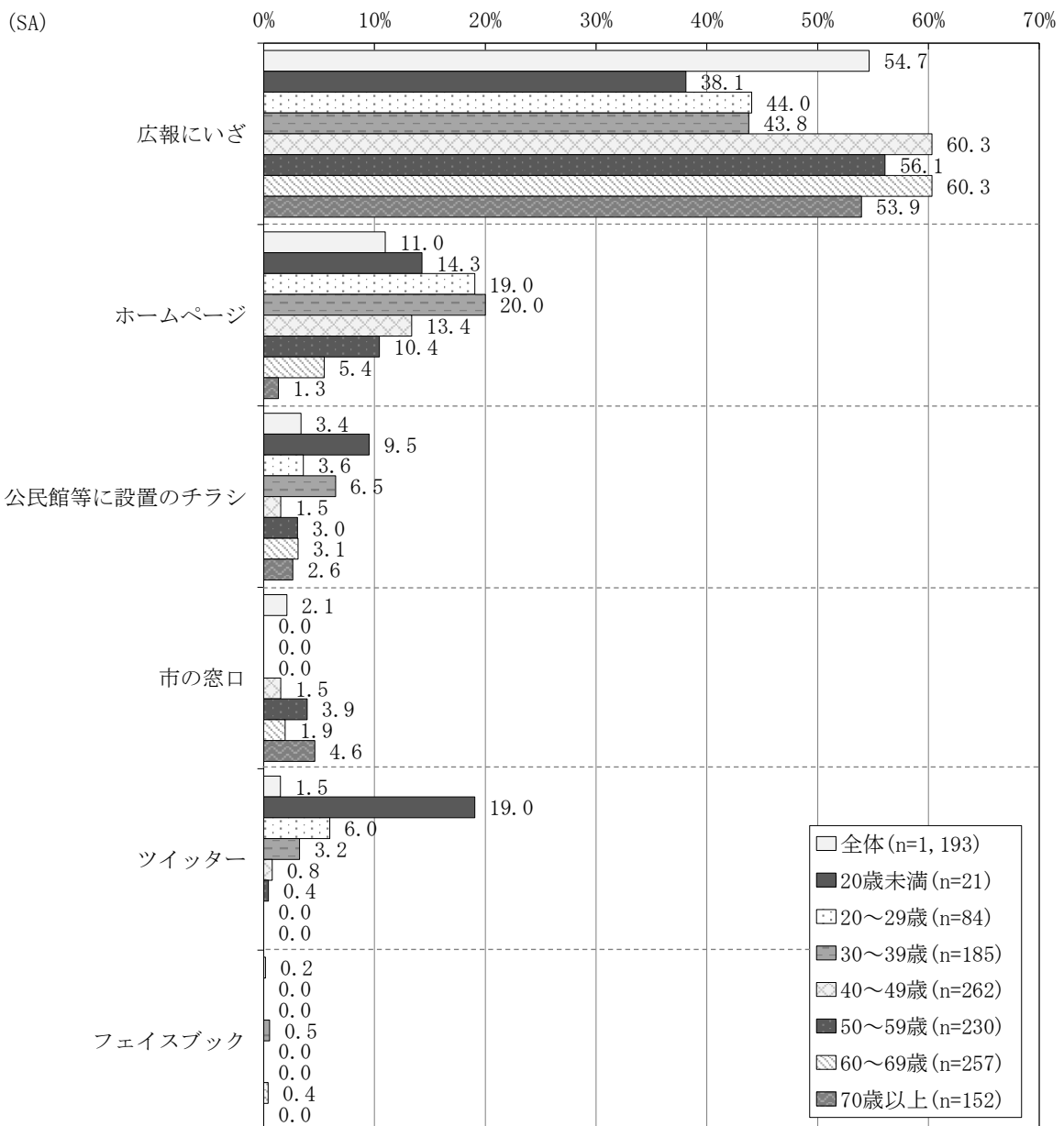


## 2) 新座市の情報を得る手段

自殺予防事業等の本市の情報入手方法では、「広報にいざ」が54.7%と最も高く、次いで「ホームページ」が11.0%となっています。

最も多い自殺予防事業等の情報入手方法である「広報にいざ」については、40～49歳および60～69歳がともに60.3%と最も高く、次いで50～59歳が56.1%、70歳以上が53.9%となっています。「ホームページ」では、30～39歳が20.0%と最も高く、次いで20～29歳が19.0%、20歳未満が14.3%となっています。「ツイッター」では、20歳未満が19.0%と最も高く、次いで、20～29歳が6.0%となっています。

### ■新座市の情報を得る手段



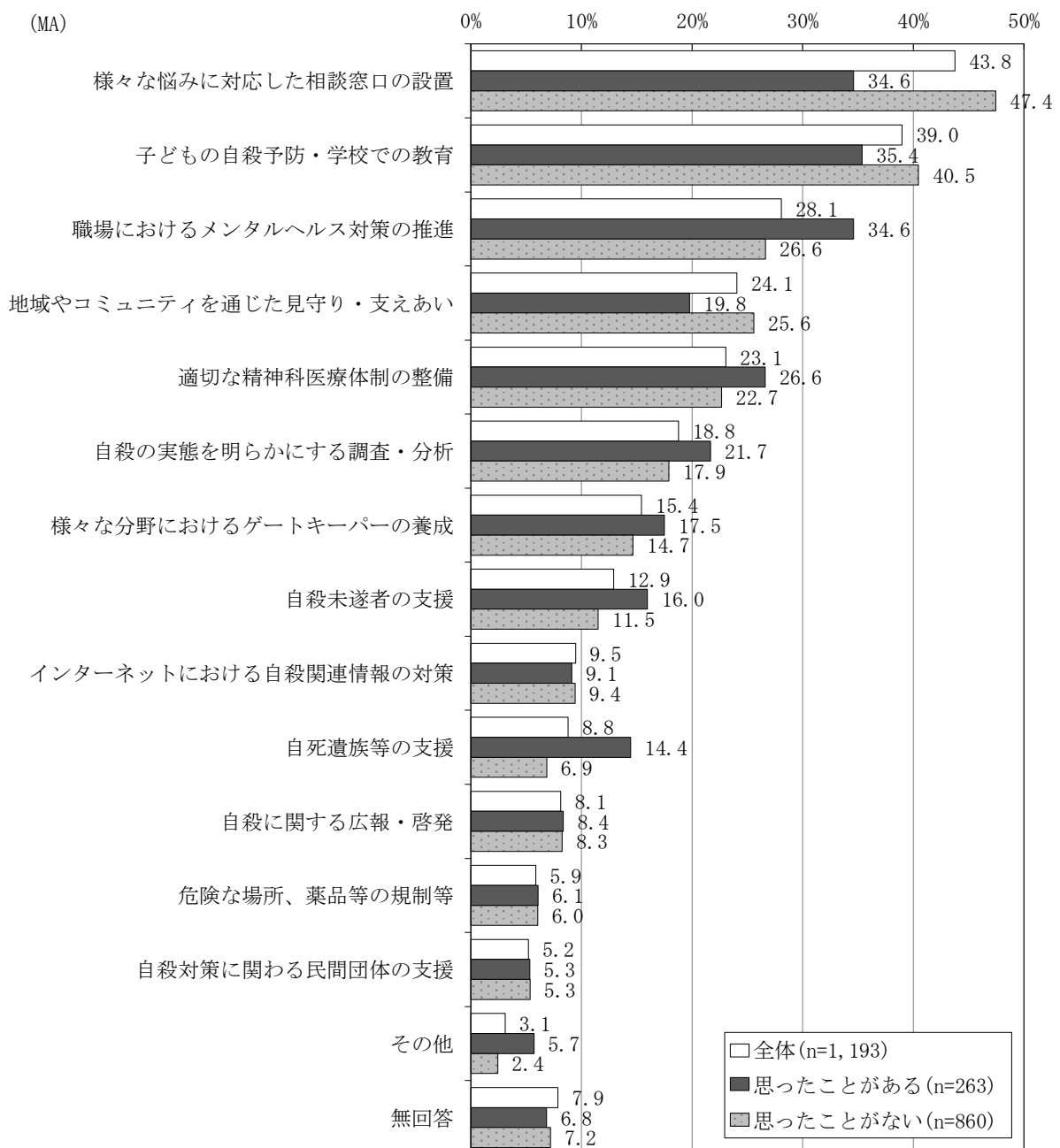
(注) この設問は単一回答の設問となるが、年齢別の分析を行うため「その他」および無回答は表示していない。

### 3) 今後必要な自殺対策

今後必要な自殺対策では、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が43.8%と高くなっており、次いで「子どもの自殺予防・学校での教育」が39.0%、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」が28.1%となっています。

「自殺したいと思ったことがある」方が考える、今後必要な自殺対策は、「子どもの自殺予防・学校での教育」が35.4%と最も高くなっており、次いで「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」がともに34.6%となっており、「適切な精神科医療体制の整備」が26.6%となっています。

#### ■今後必要な自殺対策



### 3 課題の整理

埼玉県は、全国と比較して自殺死亡率が低い県となっていますが、その中でも、本市は自殺死亡率の低い自治体となっています。また、自殺者数、自殺死亡率とも減少傾向が続いていますが、自殺者のさらなる低減を促進するために、あらゆる視点での自殺予防対策の取組が求められます。

#### (1) 新座市の自殺の現状と課題

##### 1) 中高年の状況について

本市では、男性では40～49歳と80歳以上で自殺死亡率が高く、また、自殺された方の約半数が健康問題を動機としています。また、女性では50～79歳で自殺死亡率が高く、7割半ばの方が健康問題を動機としています。

一方で、自殺者の危機経路事例（P15）で示したとおり、自殺に至るまでの間には様々な要因が重なりあっていると考えられることから、それぞれの問題解決に向けて相談窓口につなげていく必要があります。

##### 2) 若年層の状況について

若年層の自殺者数は、40歳代以上に比べると少ないものの、死因順位では1位となっています。

若年層を対象とした自殺予防対策を講じ、若年層における自殺による死亡割合の低減に努めることが必要です。

##### 3) 生活困窮者の状況について

本市では、健康問題に次いで経済・生活問題が自殺の動機となっており、全国や埼玉県の割合を上回っています。また、自殺された方の職業は、男性で5割近く、女性では約6割が「無職者（「失業者」、「年金・雇用保険等生活者」、「その他の無職者」の合計）」となっています。

無職の方に対して、様々な悩みに応え、生活の基盤を支え、問題の解決を手助けするような自殺予防対策を講じ、自殺死亡率を減らすことが必要です。

##### 4) ひとり暮らしの方の状況について

本市では、ほぼすべての年代で、職の有無にかかわらず、同居家族がいる方より独居の方のほうが自殺死亡率が高くなっており、特に、男女とも40～59歳で自殺死亡率が高くなっています。

そのため、孤独なひとり暮らしの方への自殺予防対策を講じ、自殺に至らないようにすることが必要です。

## 5) 自殺未遂歴のある方の状況について

自殺された方の4人に1人が、自殺未遂歴がある方の再企図<sup>※5</sup>により亡くなられています。特に、女性では4割と男性の倍以上となっており、全国や埼玉県より高くなっています。

そのため、女性を中心とした、自殺未遂歴のある方の再企図を防止することで、自殺者数を減らすことが必要です。

## (2) アンケート調査による新座市の現状を踏まえた課題

### 1) 自殺予防教育について

身近な人や自分自身の「うつ病のサイン」に気付いたときの対応の仕方が「わからない」「何も利用しない」と回答した方の割合が20歳未満で高くなっています。

そのため、若い人が、身近な人や自分自身の「うつ病のサイン」に気付いたときに、適切な対応が取れるような取組が必要です。

### 2) 気軽に相談できる体制づくりについて

自分自身の「うつ病のサイン」に気付いても、専門の相談窓口を「何も利用しない」と回答した方の割合が、年齢層が若くなるにつれて高くなる傾向があり、その理由として、「どれを利用したらよいか分からない」「お金が掛かることは避けたい」「根本的な問題の解決にならない」と回答されています。一方、今後必要な自殺対策では、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」を求める意見が最も多くなっています。

そのため、様々な相談窓口の周知や、必要な支援につなげるための取組が必要です。

また、約2割の方が、不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人が「いない」「わからない」と回答しています。なお、「耳を傾けてくれる人がいない」と回答された方の約4割が「自殺したいと思ったことがある」と回答しています。

そのため、悩みを抱えた人を孤立させずに支援に結び付けることが必要です。

### 3) 自死遺族への支援の必要性について

アンケートに回答した方の多くが、自殺により、「遺された家族等に様々な影響を与える」ことを理解されています。

自死は、遺された家族等の心理に大きな影響や心の傷を与え、時には長い苦しみを与えることから、このような苦しみを少しでも軽減するために、自死遺族を支援するための取組が必要です。

---

※5 自殺企図とは、自ら自分の生命を絶つ行為を企てること（厚生労働省「こころの耳」より抜粋）。  
再企図は、自殺未遂者が再び自殺を企てること。

#### 4) 自殺予防についての情報提供について

本市で実施している自殺予防事業について、参加してみたいことや参考にしたいものが「特にない」と回答した方が半数以上となっています。

そのため、年代・性別を問わず、多くの方が自殺予防事業に関心を持ち、自発的に参加するための環境づくりが必要です。

#### 5) 医療体制の整備について

「自殺したいと思ったことがある方」が必要と考える自殺対策の一つとして、「適切な精神科医療体制の整備」があり、医療機関との連携を図りつつ、相談窓口機能として、精神科・心療内科等について利用しやすい環境づくりを行うことなどがが必要です。

#### 6) 職場等におけるメンタルヘルス体制の推進について

「自殺したいと思ったことがある方」では、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」を求める方の割合が高くなっています。

そのため、個人と事業所の双方に対し、自殺の原因となりえる様々なストレスに対し、要因の軽減や適切な対応等の心の健康保持や、過重労働やハラスメント対策等の自殺予防の知識についての普及・啓発を行うことが必要です。



## 第3章 計画の基本的な考え方





# 1 基本理念

大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援にあるとした上で、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しており、実現のためには、保健、医療、福祉、教育、労働、法律等関連するあらゆる分野の関係者が連携して自殺対策に取り組むとともに、地域住民と関係機関とが協働して、包括的な支援体制づくりを進める必要があるとしています。

本市では、本計画の上位計画でもある第3次新座市地域福祉計画において、基本理念を「支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまち にいぎ」と定め、人と人との支え合いとその仕組みづくりによるまちづくりを目指しています。

そこで、本計画では基本理念を次のように定め、市民一人一人が主体となって、相互に支え合い、安心して暮らせる地域社会を構築した上で、効果的な自殺対策を強力に推進することを目指します。

## 【 計画の基本理念 】

**ともに生き、ともに支え合い、  
一人一人が心地よく生きるまちづくりを目指して**

この基本理念は、「疾病や障がいの有無とは関係なく、それぞれが前向きな気持ちを持って、笑顔で、元気に、いきいきと暮らせる状態」を理想とする、「第2次いきいき新座21プラン（第2次新座市健康づくり行動計画）」における基本理念「笑顔でつながるいきいき新座」とも整合性を持ったものです。

自殺は、様々な要因が複合的に連鎖するため、対症療法的な支援で解決することは困難であり、行政や地域による様々な支援を効果的に行うことが必要です。

そのため、本計画の基本理念のもと、自殺を防止するための取組を効果的に推進します。

## 2 基本方針

基本理念の実現を目指すため、本市における現状と課題を踏まえた上で、以下の4つを「基本方針」とし、総合的な自殺対策に取り組みます。

### 基本方針1. 生きることの包括的な支援として自殺対策を推進します。

本市では、健康問題、経済・生活問題を動機として自殺される方が多くなっています。また、アンケート調査の結果では、自殺したいと思ったことがある方の割合は、耳を傾けてくれる人がいない方と比較して、耳を傾けてくれる人がいる方では約半分となっています。

そのため、自殺リスクを増加させる要因となる健康問題、経済・生活問題等「生きることの阻害要因」を減らす取組の強化に加え、自殺リスクを減らす要因となる人間関係の構築等「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します。

また、本計画では、地域のあらゆる取組を総動員し、一人一人の生活を守る自殺対策として、生きることの包括的な支援に取り組みます。

### 基本方針2. 関連する施策との連携を強化し、総合的な対策として取り組みます。

アンケート調査の結果、自分自身の「うつ病のサイン」に気付いても、「どれを利用したらよいか分からない」「根本的な解決にならない」「悩みを話すことに抵抗がある」などの理由で精神科や心療内科等の医療機関を受診するハードルが高いと感じる方が多くなっています。

そのため、気軽に利用できる相談窓口の設置や周知などの環境整備を推進するとともに、社会・経済的な支援に関わる人においても、悩みを抱えた人を孤立させずに支援の手に結び付ける取組を促進します。

また、本計画では、自殺リスクを抱えた人に対する対応として、関わる担当者すべてが、関連する他の施策と連携を強化し、支え合い、つながり合いながら、総合的な対策として一体的な取組を推進します。

### 基本方針3. 自殺対策における取組の実践と啓発を両輪として推進します。

アンケート調査の結果、約2割の方が「本気で自殺したい」と思ったことがあると回答しており、また、約3割の方が、周りで自死した方がいると回答しています。しかし、約6割の方は、参加してみたい自殺予防事業や参考にしたい本市の取組は「特にない」と回答しています。

自殺者数を減らすためには、自殺は「誰にでも起こり得る危機」であるということ、危機に

陥った場合に、誰かに援助を求めることが適当であるということを、地域全体の共通認識とすることが必要です。また、自殺のリスクを抱えた人を相談窓口や専門医療につなげるためには、市民一人一人が、身近な人の危険な信号を早期に察知し、必要な見守りを行うなど、人と人が支え合う社会の構築が必要です。

本計画では、自殺対策の取組についての周知・啓発を一層強化するとともに、地域全体で自殺リスクの要因となる心情や背景への理解を深め、必要な見守りができる環境整備や人材育成に取り組めます。

#### **基本方針4. 市・地域・市民の役割を明確にし、互いに連携・協働して取組を推進します。**

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、市だけではなく、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業および市民一人一人が連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していくことが必要です。

そのため、市民一人一人に身近な行政主体である市では、ゲートキーパー養成講座等の自殺リスクを抱えた個人に対して支援の手を差し伸べる施策の推進など、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進します。

また、委員に社会福祉法人など地域活動団体の代表者を加えた「新座市自殺対策推進協議会」において、地域における自殺の現状と課題を共有・整理し、課題の解決に向けた取組を協議するとともに、市の幹部職員で構成する「新座市いのちを支える自殺対策推進本部」及び市の関係部署の職員で構成する「新座市自殺対策庁内連絡会議」において、関連施策との整合性の確認や具体的な取組の検討を行い、自殺対策の効果的な推進を図ります。

さらに、自殺対策に係る様々な施策について、国や県の動向を注視しつつ密接な連携を図り、施策の推進に努めます。

### 3 施策の体系

本市では、基本理念・基本方針を軸として、課題に対する具体的な取組を以下のように設定し、自殺対策を体系的に推進していきます。

基本理念	<b>ともに生き、ともに支え合い、 一人一人が心地よく生きるまちづくりを目指して</b>	
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生きることの包括的な支援として自殺対策を推進</li> <li>2. 関連する施策との連携を強化し、総合的な対策として取り組む</li> <li>3. 自殺対策における取組の実践と啓発を両輪として推進</li> <li>4. 市・地域・市民の役割を明確にし、互いに連携・協働して取組を推進</li> </ol>	
施策	基本施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域におけるネットワークの強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域におけるネットワークの強化</li> </ul> </li> <li>2. 自殺対策を支える人材の育成               <ul style="list-style-type: none"> <li>①様々な職種を対象とする研修      ②一般住民を対象とする研修</li> <li>③学校教育・社会教育に関わる人への研修</li> <li>④関係者間の連携調整を担う人材の育成</li> </ul> </li> <li>3. 市民への啓発と周知               <ul style="list-style-type: none"> <li>①リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用</li> <li>②市民向け講演会・イベント等の開催</li> </ul> </li> <li>4. 生きることの促進要因への支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>①居場所づくり      ②自殺リスクを抱える可能性がある方への支援</li> <li>③うつ病が疑われる方の早期発見      ④自殺未遂者への支援</li> <li>⑤遺された人への支援</li> </ul> </li> <li>5. 若年層（児童・生徒）への支援の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>①児童・生徒や家族に対する相談体制の充実と心の健康</li> <li>②SOSの出し方に関する教育の推進</li> <li>③SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化</li> </ul> </li> </ol>
	重点施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 勤労者に関わる問題への取組を推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>①職場におけるメンタルヘルス対策の推進      ②過労自殺を含む過労死等の防止</li> <li>③長時間労働の是正      ④ハラスメント防止対策の推進</li> </ul> </li> <li>2. 高齢者に対する支援を強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>①包括的な支援のための連携の推進      ②地域における要介護者に対する支援</li> <li>③高齢者の健康不安に対する支援      ④社会参加の強化と孤独・孤立の予防</li> </ul> </li> <li>3. 生活困窮者に対する支援を強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>①相談支援、人材育成の推進      ②居場所づくりや生活支援の充実</li> <li>③自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動</li> <li>④若年層を対象とした「働くことの意義」に関する教育</li> </ul> </li> </ol>

## 4 計画の数値目標

「1. 計画策定の背景と目的」で述べたとおり、自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、市としても、本計画を通じて、最終的には「年間自殺者数を0人とする」ことを目標に掲げます。

目標の実現に向けた計画を推進するに当たって、自殺対策の取組がどのような効果を上げているのか検証を行っていくために、具体的な数値目標を定める必要があります。

本計画では、自殺死亡率を1年ごとに3%減少させることを目標とした国や埼玉県の方針と同様に、計画期間最終年となる平成35年（2023年）の自殺死亡率を、平成29年と比較して18.0%減少となる11.5を目指すことを目標とします。

### 新座市の目標値

項目	現状値 平成29年(2017年)	目標値 平成35年(2023年)
自殺死亡率 (人口10万人対)	14.0	11.5

(注) 本市における平成29年の自殺死亡率は14.0であり、18.0%減少させると11.5となる。本市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）3月推計）」によると、平成37年（2025年）には約16万4千人になると見込まれており、目標を達成するためには自殺者数は19人以下となる必要がある。

### 《参考：国・埼玉県の数値目標》

大綱における国の数値目標は、平成37年（2025年）の自殺死亡率を、平成27年の自殺死亡率（18.5）と比べて30%以上減少させる（13.0以下にする）ことを目標として定めており、埼玉県でも、県計画の計画期間内に達成すべき目標として、計画最終年である平成32年（2020年）までの自殺死亡率を平成27年と比べて13.3%減となる15.6を目標として定めています。

国・埼玉県とも、自殺死亡率をおおむね10年間で30%減少させることを目標としており、これは、1年で3%ずつ減少させていく計算となります。

自殺対策大綱	平成27年	...	平成37年 (2025年)	
自殺死亡率 (人口10万人対)	18.5	...	13.0	
対平成27年比	100.0%	...	70.0%	
埼玉県自殺対策計画	平成27年	現計画	(参考)	(参考)
		平成31年 (2019年)	平成34年 (2022年)	平成37年 (2025年)
自殺死亡率 (人口10万人対)	18.0	15.6	(14.0)	(12.6)
対平成27年比	100.0%	86.7%	(77.9%)	(70.0%)

出典：埼玉県自殺対策計画（平成30年度～平成32年度（2018～2020年度））



## 第4章 具体的な取組





# 1 基本施策

本計画では、市民と地域・団体と行政が連携し、それぞれの役割を担い、5つの基本施策と3つの重点施策を設定し、いのち支える自殺対策計画を推進していきます。

本項では、自殺総合対策大綱に基づいた、地域で自殺対策を推進するに当たり、欠かすことのできない基盤的な取組として、以下の基本施策を定めています。

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 市民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援
5. 若年層（児童・生徒）への支援の強化

## 基本施策 1. 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を効果的に推進する上で、基盤となる地域ネットワークを構築・強化します。

ここでいう地域ネットワークとは、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の目的で地域に構築・展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化も含まれます。

地域におけるネットワークの強化

① 地域におけるネットワークの強化

### (1) 取組に向けた課題

○自殺対策を地域で取り組む上で、関係機関の連携は欠くことができません。そこで、様々な関係機関で構成されている新座市自殺対策推進協議会で、本市における自殺対策の推進を図る必要があります。

地域においても、自殺に特化した活動をしていない団体や社会資源等についても、自殺予防の視点を加えて、関係機関で連携強化が図れるように工夫する必要があります。

庁内においても、全庁的に自殺対策を推進していくための情報共有、連携強化が必要となります。

### (2) 評価指標

○新座市いのちを支える自殺対策推進本部 1回/年開催

○新座市自殺対策庁内連絡会議 1回/年開催

○新座市自殺対策推進協議会 2回/年開催

### (3) 施策・取組

#### ◆◇個人ができることの例◇◆

- 近所に声を掛け、挨拶をします。
- 町内会や地域活動に参加します。
- 家族や身の周りの人の変化に気が付きます。
- 家族や周囲の人たちとの関わりを大切にします。
- 身の周りで悩みを抱えている人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ります（ゲートキーパーの役割）。

#### ◆◇地域や団体、関係機関ができることの例◇◆

- 地域での声掛けを強化します。
- 自分の住んでいる地域の情報や社会資源について情報を発信し、共有します。
- 趣味のサークルなど、様々な集まりの場をつくります。
- 誰もが加入しやすい町内会づくりを進めます。
- 地域福祉推進協議会の活動を推進します。
- 高齢者も参加できる、防災・防犯を通じた地域とのつながりの機会を設けます。
- 社会福祉協議会で開催している、高齢者等を対象とした会食ふれあい事業の参加者を募ります。

#### ■行政が取り組む主な施策・取組

##### ①地域におけるネットワークの強化

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
1	企画調整に関する事務 (人口推移に基づく総合戦略の策定)	新座市地方創生総合戦略が改定、又は、基本構想と一体化する際には、自殺対策につながる施策等を取りまとめ、総合的に対策を行う方針を盛り込むことを検討します。	政策課
2	企画調整に関する事務 (教育大綱の策定)	新座市教育大綱を改定する際には、自殺対策につながる施策等を取りまとめ、市と教育委員会が連携して、総合的に対策を行う方針を盛り込むことを検討します。	政策課

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
3	DV対策に関する情報交換及び研修等	新座市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議及び新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議において、DV対策に関する情報交換及び研修等を行うことで関係機関との連携を図り、自殺リスクの軽減に努めます。	人権推進課
4	新座市町内会連合会研修会	新座市町内会連合会主催の研修会において、自殺対策に関する内容を盛り込んだり、リーフレット等の配布をしたりするなど、現在各町内会が実施している高齢者や子どもの見守り活動が自殺対策としての機能も持てるよう、理解と意識の醸成を図ります。	地域活動推進課
5	新座市民生・児童委員協議会事務局	民生委員が行う活動の1つである、地域住民の見守りを通して、民生委員がつなぎ役として自殺対策の一助となるよう協力・連携を図ります。	福祉政策課
6	地域福祉計画の推進	自殺のリスクがある方をはじめ、悩みをかかえる方がSOSを出しやすい地域づくり、そのSOSを受け止められる地域づくりにつながる取り組みを、次回策定時に地域福祉計画に位置づけるとともに、今ある地域の相談窓口や見守り活動の協力・連携を図ります。	福祉政策課
7	新座市安心・安全地域見守り活動に関する協定	協定を締結していない事業者等に積極的に呼び掛け、協定先を増やしていくことで、異変等にいち早く気が付ける地域づくりを目指します。	福祉政策課
8	生活支援体制整備事業	支え合いの仕組みづくりを推進する活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備することにより、地域住民同士の支え合いや助け合いの力を醸成し、孤立防止に取り組むことで自殺対策（生きることの包括的支援）を図ります。	福祉政策課
9	新座市障がい者基本計画並びに新座市第5期障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画の推進	平成33年度に策定予定の、新座市障がい者基本計画並びに新座市第6期障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画に、自殺対策を関連付けます。	障がい者福祉課

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
10	障がい児支援に関する事務	地域における連携とネットワークの強化を図ります。	障がい者福祉課
11	訓練等給付事業	地域における連携とネットワークの強化を図ります。	障がい者福祉課
12	障がい者差別解消推進事業	障がい者差別解消法をテーマとした職員出前講座を実施します。	障がい者福祉課
13	地域自立支援協議会運営	必要に応じて自殺対策に関する協議を取り入れるよう努めます。	障がい者福祉課
14	重度障がい者入浴サービス	地域における連携とネットワークの強化を図ります。	障がい者福祉課
15	子ども・子育て支援事業計画の推進	平成32年度を始期とする「第2次新座市子ども・子育て支援事業計画」に位置づける事業を推進していくことで、妊産婦や子育て世帯を支援します。	こども支援課
16	養育支援訪問事業	事業を通じて保護者や児童を支援し、問題や課題を把握した場合は、必要に応じ関係機関へつなぎます。	こども支援課
17	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業を通して会員等の問題や課題を把握した場合は、必要に応じ関係機関へつなぎます。	こども支援課
18	ひとり親家庭等自立支援給付金事業／ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業／高卒認定試験受講修了時等給付金	就労に結びつく資格取得の支援をすることにより経済的に安定した生活が出来るよう図ります。また、相談の中で問題や課題を把握した場合は、必要に応じ関係機関へつなぎます。	こども支援課
19	利用者支援事業（基本型）	子育て家庭を地域で見守る存在として、必要に応じ関係機関へつなぎます。	こども支援課
20	地域子育て支援拠点事業	子育て家庭を地域で見守る存在として、必要に応じ関係機関へつなぎます。	こども支援課
21	老人クラブ連合会補助事業	老人クラブの活動費補助を通じて、高齢者の社会参加や健康・生きがいの促進を図ります。	長寿はつらつ課
22	高齢者虐待ネットワーク研修会	高齢者虐待ネットワーク研修会を開催し、高齢者虐待をはじめ、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対策に努めます。また、自殺対策に関するリーフレットの配布を行います。	長寿はつらつ課

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
23	にいざの元気推進員の養成（健康長寿のまちないざ推進事業）／一般介護予防事業	市民ボランティアが、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者の健康づくりや社会参加・地域づくりを推進します。	介護保険課
24	包括的・継続的ケアマネジメント事業／地域包括支援センター委託事業	包括的・継続的ケアマネジメント事業に基づき地域ケア会議を開催し、支援困難事例に対し指導、助言を行います。	介護保険課
25	認知症初期集中支援チームの設置／認知症施策総合支援事業	認知症初期集中支援チームを病院に設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することで、認知症になっても本人の意思を尊重し、できる限り住み慣れた地域での生活の継続ができるよう推進します。	介護保険課
26	オレンジカフェ（認知症カフェ）事業／認知症施策総合支援事業	オレンジカフェ事業を実施し、認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いを推進します。	介護保険課
27	家族介護教室／家族介護支援事業	介護者教室を実施し、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合いを推進し、身体的、精神的負担の軽減を図ります。	介護保険課
28	認知症サポーター養成講座・認知症サポーターフォローアップ講座	認知症サポーター養成講座を実施し、認知症についての基礎知識、本人や家族の気持ち、対応の仕方、利用できるサービスなどについて学ぶことで、地域で認知症の方や家族を支える地域づくりを推進します。	介護保険課
29	新座市健康づくり推進協議会	新座市健康づくり行動計画の「休養・こころ」の分野で自殺対策と連動した施策を推進します。	保健センター
30	新座市いのちを支える自殺対策推進本部	全庁的に自殺対策を推進するため、市長を本部長とし、各部長で組織する対策本部を設置し、年1回自殺対策の進捗状況を確認します。	保健センター
31	新座市自殺対策庁内連絡会議	全庁的に自殺対策を推進するため、各所属長等で自殺対策の進捗状況を確認するため年1回以上開催します。	保健センター
32	新座市自殺対策推進協議会	新座市いのちを支える自殺対策計画をPDCAサイクルで推進するために連携し、必要な協議を行います。	保健センター

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
33	新座市子どもの放課後居場所づくり事業 (ココフレンド)	児童の居場所づくりを図るとともに、児童や保護者が、クラスや学年等を越えて交流できる機会を提供することにより、互いを助け合える関係づくりに努めます。 また、問題を抱えている児童・保護者の状況把握に努め、必要に応じて学校等につなぎます。	生涯学習スポーツ課
34	青少年問題協議会／ 青少年育成推進員会／ 青少年相談員協議会	協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有します。 地域の若年層の自殺実態に関する情報収集に努めます。	生涯学習スポーツ課
35	青少年市民会議	会議の中で、青少年の自殺の現状と対策について情報提供を行うとともに、いじめ相談窓口等を掲載したチラシを配布します。	生涯学習スポーツ課
36	学校応援団コーディネーター研修会	地域で子どもを見守る風土を醸成し、子どもが相談しやすい人間関係、些細な変化に気付く見守り体制の構築を目指します。	教育支援課
37	学校安全体制整備推進事業スクールガード・リーダー	下校の見守り等、地域の方々の協力を得ながら、多くの人に見守られているという子どもにとっての安心感を育みます。	教育支援課

## 基本施策 2. 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいて初めて機能するものです。そのため自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。

本市では自殺対策の推進に当たり、様々な専門家や関係者だけでなく、市職員や市民に対して研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を幅広く育成します。

### 自殺対策を支える人材の育成

- ① 様々な職種を対象とする研修
- ② 一般住民を対象とする研修
- ③ 学校教育・社会教育に関わる人への研修
- ④ 関係者間の連携調整を担う人材の育成

### (1) 取組に向けた課題

- 新座市自殺対策推進協議会の委員に対するヒアリング（以下、「ヒアリング」という。）によると、自殺予防について、福祉事業に従事する人の研修機会が少なく、理解が十分でないという意見があり、福祉事業従事者向けに自殺予防に関する研修を開催するなど、自殺予防について正しい知識の普及・啓発に努める必要があります。
- 悩みを持つ人が相談機関とつながりを持ち、相談をしても、十分な対応が得られない場合、相談を諦めてしまうことも考えられます。相談窓口の相談員に対して研修会等を行い、地域全体で相談員のスキルアップの向上を図る必要があります。

### (2) 評価指標

- 市民向けゲートキーパー養成講座 1回／年開催
- 市職員・関係団体等を対象としたゲートキーパー養成講座 1回／年開催

### (3) 施策・取組

#### ◆◇個人ができることの例◇◆

- 地域の社会資源について情報の入手に努めます。
- ゲートキーパー養成講座に参加します。

#### ◆◇地域や団体、関係機関ができることの例◇◆

- 公的機関等が開催する自殺対策関連の研修等に参加します。
- 事業所や団体等でいのちや心の健康等をテーマにした研修会を企画します。
- 自主的な防災防犯に関する組織等において、地域の人と人のつながりを推進します。
- 自殺リスクの高い市民と関わる機関の職員は、ゲートキーパー養成講座を受講します。

■行政が取り組む主な施策・取組

①様々な職種を対象とする研修

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
38	職員の研修事業	職員を対象に、自殺対策に関連する研修として、メンタルヘルス研修及びゲートキーパー養成講座を実施します。	人事課
39	女性困りごと相談の実施	相談対応を行う相談員を対象としたゲートキーパー研修の受講の推奨に努めます。	人権推進課
40	DV対策に関する情報交換及び研修等【再掲】	新座市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議及び新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議において、DV対策に関する情報交換及び研修等を行うことで関係機関との連携を図り、自殺リスクの軽減に努めます。	人権推進課
41	新座市安心・安全地域見守り活動に関する協定	協定先に市等が主催する自殺対策に係る研修会等の案内を送付します。	福祉政策課
42	短期入所事業	自殺対策の研修に参加し、職員の資質向上を図ります。	障がい者福祉課
43	地域活動センター事業	自殺対策の研修に参加し、職員の資質向上を図ります。	障がい者福祉課
44	虐待防止センター	自殺対策の研修に参加し、職員の資質向上を図ります。	障がい者福祉課
45	障がい者相談支援事業（障がい者基幹型）	自殺対策の研修に参加し、職員の資質向上を図ります。	障がい者福祉課
46	手話通訳者養成講座事業	自殺対策の研修に参加し、職員の資質向上を図ります。	障がい者福祉課
47	意志疎通支援事業	自殺対策の研修に参加し、職員の資質向上を図ります。	障がい者福祉課
48	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点職員に、ゲートキーパー研修の受講を勧奨します。	こども支援課
49	利用者支援事業（基本型）	利用者支援専門員に、ゲートキーパー研修の受講を勧奨します。	こども支援課
50	利用者支援事業（特定型）	利用者支援専門員に、ゲートキーパー研修の受講を勧奨します。	こども支援課
51	ひとり親家庭相談事業	母子・父子自立支援員に、ゲートキーパー研修の受講を勧奨します。	こども支援課
52	自殺対策事業（ゲートキーパー養成講座）	市職員等に対し、ゲートキーパー養成講座を実施します。	保健センター



②一般住民を対象とする研修

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
53	自殺対策事業（ゲートキーパー養成講座）	市民の関心事をテーマとして、ゲートキーパー養成講座を実施します。	保健センター
54	成人保健事業	市民を対象とした健康教室のなかで、リラクゼーションをテーマに、ストレスへの自己対処方法を学ぶ機会を設けます。	保健センター

③学校教育・社会教育に関わる人への研修

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
55	自殺対策事業（ゲートキーパー養成講座）	教育部局と連携して、ゲートキーパー養成講座を実施します。	保健センター

④関係者間の連携調整を担う人材の育成

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
56	新座市民生・児童委員協議会事務局	相談先として紹介できる機関を、民生委員・児童委員協議会の役員会等で周知します。	福祉政策課
57	障がい者相談支援事業（保健福祉総合相談）	自殺対策の研修に参加し、職員の資質向上を図ります。	障がい者福祉課
58	新座市障がい者相談員	県が行う研修に参加し、資質の向上を図ります。	障がい者福祉課
59	障がい者相談支援事業（精神保健）	自殺対策の研修に参加し、職員の資質向上を図ります。	障がい者福祉課
60	障がい者相談支援事業（精神保健福祉推進事業）	自殺対策の研修に参加し、職員の資質向上を図ります。	障がい者福祉課
61	家庭児童相談室	家庭児童相談員に、ゲートキーパー研修の受講を勧奨します。	こども支援課
62	高齢者虐待ネットワーク研修会【再掲】	高齢者虐待ネットワーク研修会を開催し、高齢者虐待をはじめ、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対策に努めるとともに、自殺対策に関するリーフレットの配布を行います。	長寿はつらつ課
63	自殺対策事業（ゲートキーパー養成講座）	関係機関の研修の一環として、ゲートキーパー養成講座を提案します。	保健センター

## 基本施策 3. 市民への啓発と周知

地域のネットワークを強化し相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、それらの制度は活用されません。そこで、市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、市民が自殺対策について理解を深められるよう、講演会等を開催します。さらに9月の自殺予防週間や3月の自殺予防強化月間には、市の広報媒体や図書館等施設と連携し、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を図ります。

市民への啓発と周知

- ① リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用
- ② 市民向け講演会・イベント等の開催

### (1) 取組に向けた課題

- アンケート調査によると、本市で実施している自殺予防事業について、参加してみたいことや参考にしたいものが「特にない」と回答した方が半数以上となっています。そのため、年代・性別を問わず、多くの方が自殺予防事業に興味を持ち、参加してもらえるようにするために、自殺予防の取組について普及・啓発が必要です。
- 「身近な人にうつ病のサインがあったら、専門の相談窓口を勧めるか」については、2割弱の人が「わからない」と回答し、20歳未満では4割強に達しています。「自分自身にうつ病のサインがあったら、専門の相談窓口に行くか」については、1割強の人が「何もしない」と回答し、20歳未満では4割弱となっています。身近な人や自分自身の「うつ病のサイン」に気付いたときに、適切な対応が取れるように、正しい知識の普及・啓発に向けた取組が必要です。
- ヒアリングによると、相談機関の周知が不十分であることを実感したという意見があり、相談窓口についてさらなる周知を図る必要があります。

### (2) 評価指標

- 自殺対策啓発リーフレットの作成・配布 1回/年 全戸配布
- 相談窓口案内リーフレットの作成・設置 300枚/年

### (3) 施策・取組

#### ◆◇個人ができることの例◇◆

- 地域の社会資源について情報の入手に努めます。
- 日ごろから、相談窓口の情報入手に努めます。

◆◇地域や団体、関係機関ができることの例◇◆

- 町内会の回覧板等で相談窓口やイベントの周知啓発活動を実施します。
- 駅等人的の集まる施設や場所でポスター等を掲示し、相談窓口やイベントの周知啓発活動を実施します。
- 学校、PTAで相談窓口やイベントの周知啓発活動を実施します。
- 企業等で相談窓口やイベントの周知啓発活動を実施します。
- 高齢者相談センター等で相談窓口イベントの周知啓発活動を実施します。
- 医療機関・薬局で相談窓口イベントの周知啓発活動を実施します。

■行政が取り組む主な施策・取組

①リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
64	行政の情報提供(広報等による情報発信)	広報紙に自殺対策関連の情報を掲載することで、市民への施策の周知と理解の促進を図ります。	シティプロモーション課
65	定例記者会見	自殺対策関連の具体的な取組等がある場合は、定例記者会見、記者発表により情報提供を行います。	シティプロモーション課
66	市民便利帳の発行	市民便利帳に自殺対策関連の情報を掲載することで、住民へ施策の周知と理解の促進を図ります。	シティプロモーション課
67	情報公開制度	市政情報コーナーに、自殺対策計画や自殺対策に関するリーフレットなどを配架し、市民に対する啓発の手助けをします。	総務課
68	人権啓発事業	人権啓発資料を作成・配布することで、子ども、女性、高齢者、障がい者、同和問題を始めとする様々な人権問題について知識を得、生きることの包括的支援について考える機会を提供します。	人権推進課
69	納税相談	納税相談を実施する相談ブース等に、各種相談窓口を紹介するパンフレットを設置します。	納税課
70	地域福祉計画	地域福祉計画に位置付けられた相談窓口等の周知を更に図ってもらうよう、各課の協力を得るよう努めます。	福祉政策課
71	障がい者福祉の手引	自殺に関する相談事業情報を、今後ガイドブックに掲載できるよう進めていきます。	障がい者福祉課

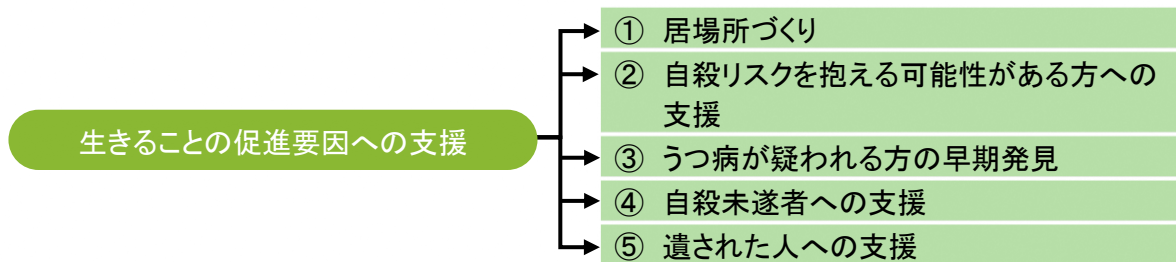
事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
72	自殺対策事業	リーフレット、ホームページ、保健センター通信等で自殺予防週間・自殺予防強化月間及び相談窓口の周知を行います。	保健センター
73	青少年市民会議	青少年の健全育成につながるテーマを取り上げるとともに、いじめ相談窓口等を掲載することで、相談窓口の普及啓発を行います。	生涯学習スポーツ課
74	自殺予防週間関連特集展示	「自殺予防週間」に合わせて自殺予防やメンタルヘルスに関する図書の展示を行い、市民の意識啓発に努めます。	中央図書館

## ②市民向け講演会・イベント等の開催

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
75	新座市長とタウンミーティング	「新座市長とタウンミーティング」において、自殺対策に関するリーフレット等を配布します。	秘書広聴課
76	市内3大学学生と市長との懇談会	「市内3大学学生と市長との懇談会」において、自殺対策に関するリーフレット等を配布します。	秘書広聴課
77	健康まつり	健康まつりにおいて、自殺対策やメンタルヘルスに関するコーナーの開設や、健康相談等を実施します。	保健センター
78	精神保健事業	精神保健講座を通じて、社会資源等の窓口を周知します。	保健センター
79	消費者教育の推進及び教職員研修	物や金銭の大切さや、計画的な使い方、適切な購入方法等に関する消費者教育の視点を社会科や家庭科主任研修会にて確認し、各校の実情に応じて、外部団体との連携を図ります。	教育支援課

## 基本施策 4. 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、自殺リスクを増加させる要因となる健康問題、経済・生活問題等「生きることの阻害要因」を減らす取組が必要です。また、併せて自殺リスクを減らす要因となる人間関係の構築等「生きることの促進要因」を増やす取組の推進が必要です。このことを踏まえて、市では「生きることの促進要因」の強化に向けて様々な取組を進めます。



### (1) 取組に向けた課題

- 本市では、ほぼすべての年代で、職の有無にかかわらず、同居家族がいる方より独居の方のほうが自殺死亡率が高くなっており、特に、男女とも40～59歳で自殺死亡率が高くなっています。そのため、孤独なひとり暮らしの方への自殺予防対策を講じ、自殺に至らないようにすることが必要です。
- アンケート調査によると、「自殺したいと思ったことがある方」が考える必要な自殺対策の一つとして「適切な精神科医療体制の整備」があり、医療機関との連携を図りつつ、相談窓口機能として、精神科・心療内科等について利用しやすい環境づくりを行うことが必要です。
- 自殺者の危機経路事例（P15）で示したとおり、自殺に至るまでの間には様々な要因が重なりあっていると考えられることから、それぞれの問題解決に向けて相談窓口につなげていく必要があります。

### (2) 評価指標

- 新座市いのちを支える自殺対策推進本部及び新座市庁内連絡会議等において、「生きることの促進要因への支援」を意識して実施できているか、より円滑な連携のためにどのような研修が必要か等の意見を聴取します。

### (3) 施策・取組

#### ◆◇個人ができることの例◇◆

- 自らの命を大切にします。
- ストレスの対処法を身に付けます。
- 生きがいややりがいを見つけます。
- 良質の睡眠をとる方法を知り、実践します。
- 自分の居場所を探します。

#### ◆◇地域や団体、関係機関ができることの例◇◆

- イベント・サークル活動・会食ふれあい事業を開催します。
- 地域で各種の相談の機会を設けます。
- 子ども食堂・子育て支援センター等地域での居場所づくりを進めます。
- 地域福祉推進協議会の活動を進めます。
- フリースクールやひきこもり支援機関からの情報発信を進めます。
- 医師・薬剤師等により処方薬の確認を行います。

#### ■行政が取り組む主な施策・取組

##### ①居場所づくり

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
80	地域子育て支援拠点事業	子育て家庭の孤立化を防ぐ基盤として、地域子育て支援拠点事業を通じ、子育て家庭等の居場所づくりを行います。	こども支援課
81	老人クラブ連合会補助事業 【再掲】	老人クラブの活動費補助を通じて、高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりの促進を図ります。	長寿はつらつ課
82	高齢者いきいき広場及び老人福祉センターの運営	高齢者いきいき広場や老人福祉センターにおいて、仲間たちとともに趣味の活動に参加することで、高齢者の健康・生きがいづくりを推進します。	長寿はつらつ課
83	養護老人ホームへの入所	老人ホームへの入所手続の中で、当人や家族等から問題状況等の把握に努め、必要な支援先へつなぎます。	長寿はつらつ課
84	ソーシャルクラブ	精神障がい者の仲間づくりや社会参加を促し、孤立を予防するとともに、地域で生活できるよう支援します。	保健センター

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
85	新座市子どもの放課後居場所づくり事業 (ココフレンド) 【再掲】	児童の居場所づくりを図るとともに、児童や保護者が、クラスや学年等を越えて交流できる機会を提供することにより、互いを助け合える関係づくりに努めます。 また、問題を抱えている児童・保護者の状況把握に努め、必要に応じて学校等につながります。	生涯学習スポーツ課
86	元気アップ広場(健康長寿のまちにいざ推進事業)ノ一般介護予防事業	地域での孤立を防ぎ、健康づくりの事業を推進するなかで、必要に応じて適切な相談機関へつながります。	介護保険課
87	元気アップトレーニング(健康長寿のまちにいざ推進事業)ノ一般介護予防事業	住民運営主体の通い場の創出をサポートし、地域内での仲間づくり及び社会参加を推進します。	介護保険課
88	元気アップウォーキング(健康長寿のまちにいざ推進事業)ノ一般介護予防事業	老人クラブ連合会と協働しウォーキングをすることで、仲間づくり及び健康づくりを促進し、孤立化を防ぎます。	介護保険課

②自殺リスクを抱える可能性がある方への支援

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
89	市民相談事業	日常の暮らしの中で身近に抱えている心配事、悩み事等について、安心して相談することができるよう、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門の相談員による支援を実施し、関係機関の紹介等を行なうことで、自殺リスクの軽減を図ります。	人権推進課
90	女性困りごと相談の実施	性別による差別的扱い、その他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合の相談支援を実施し、関係機関の紹介や相談内容に応じた連携支援を行なうことで、自殺リスクの軽減を図ります。	人権推進課
91	納税相談	市税納付困難な事情(生活困窮等)における日常の状況を納税相談中に聞き取り、自殺を仄めかす方やその可能性が懸念される方に対して、関係各所への相談勧奨を行います。	納税課

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
92	就労支援事業	就業相談を実施し、相談者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口につなぎます。	経済振興課
93	消費生活相談	消費生活センターで、消費生活や多重債務等の相談支援を行い、必要に応じて弁護士相談や他の相談窓口につなぎます。	経済振興課
94	犯罪被害者支援	犯罪被害者支援総合的対応窓口として、犯罪被害者に対し関係機関の紹介や専門的な相談窓口につなぎます。	交通防犯課
95	ひとり暮らしの重度身体障がい者緊急連絡システム	申請手続等の際に、対象者の状況の把握に努め、必要に応じて関係機関と連携を図ります。	障がい者福祉課
96	重度心身障がい者福祉手当等支給事業	手当の申請手続等の際に、対象者の状況の把握に努め、必要に応じて関係機関と連携を図ります。	障がい者福祉課
97	難病患者見舞金	難病患者の見舞金支給に当たり、申請手続等の際に、対象者の状況の把握に努め、必要に応じて関係機関と連携を図ります。	障がい者福祉課
98	ひとり親家庭相談事業	支援が必要なひとり親を、経済的安定を図るための資格取得支援や、子の進学を支援する貸付など、必要とされる支援制度の利用につなげます。	こども支援課
99	母子生活支援施設入所	保護が必要と認められる家庭に対して、施設入所を実施し、施設職員と連携することで、様々な課題の解決を図ります。	こども支援課
100	心理相談	保護者の不安感を軽減することで、自殺リスクの軽減を図ります。	こども支援課
101	子育て電話相談・来所相談	各保育園において、電話や来所による保護者からの保育・育児相談を随時受け、必要に応じて専門機関を紹介します。	保育課
102	児童扶養手当支給事務	対象者の状況に応じて、他機関の紹介を行います。	こども給付課
103	ひとり親家庭等医療費助成事務	対象者の状況に応じて、他機関の紹介を行います。	こども給付課
104	権利擁護仕組みづくり	権利擁護に関する相談を通じて、自殺リスクの高い方の早期発見と対応に努めます。	長寿はつらつ課 障がい者福祉課



事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
105	総合相談事業／地域包括支援センター委託事業	地域包括支援センターにおいて、高齢者の諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、生きることの包括的支援につなぎます。	介護保険課
106	権利擁護事業／地域包括支援センター委託事業	高齢者の権利擁護に関する相談を通じて、自殺リスクの高い方の早期発見と対応に努めます。	介護保険課
107	母子保健事業／母子健診事業／母子健康教育事業	母子相談事業（乳幼児相談・乳幼児発達相談・1歳6か月児健診事後指導グループ等）、母子健診事業、母子健康教育事業（育児学級等）において、養育者の状況把握に努め、養育者等の負担や不安感の軽減に努めるとともに、関係機関と連携した支援を行います。	保健センター
108	精神保健事業	精神疾患等を抱える当事者や家族からの相談に対応し、関係機関と連携し、適切な支援に努めます。	保健センター
109	公園・児童遊園等の管理及び設置に関する事務	地域内の公園施設が自殺発生の場所となっている場合は、実態分析の情報共有及び巡回等を行うとともに、関係団体と連携して対策を推進します。	みどりと公園課
110	要保護及び準要保護児童生徒就学援助・特別支援教育就学奨励	就学に際して経済的援助を必要としている保護者に対して援助を行うとともに、必要に応じて他の相談窓口につなげます。	学務課
111	入学準備金・奨学金貸付制度	進学に際して経済的支援を必要としている方に対して金銭面から支援を行うとともに、必要に応じて他の相談窓口につなげます。	学務課

### ③うつ病が疑われる症状の早期発見

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
112	精神保健相談／訪問・面接・電話相談	本人や家族からの相談に対応し、関係機関と連携し、適切な支援に努めます。	保健センター
113	乳児家庭全戸訪問事業／母子健診事業／産前産後サポート事業	育児の状況把握に努め、養育者等の負担や不安感の軽減に努めるとともに、関係機関と連携して支援を行います。	保健センター
114	がん検診	がんの早期発見、早期治療に関する知識の周知・啓発を行うとともに、がん相談支援センター等の役割について周知・啓発に努めます。	保健センター

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
115	利用者支援事業（母子保健型）母子健康手帳交付・妊婦健康診査	子育て世代包括支援事業において、妊婦の状況把握に努め、負担や不安感の軽減に努めるとともに、関係機関と連携して支援を行います。	保健センター

#### ④自殺未遂者への支援

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
116	精神保健相談／訪問・面接・電話相談 【再掲】	本人や家族からの相談に対応し、関係機関と連携し、適切な支援に努めます。	保健センター

#### ⑤遺された人への支援

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
117	葬祭費の支給	申請受付に際して、申請者の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口を案内します。	長寿はつらつ課 国保年金課
118	精神保健相談／訪問・面接・電話相談 【再掲】	本人や家族からの相談に対応し、関係機関と連携し、適切な支援に努めます。	保健センター

## 基本施策5. 若年層（児童・生徒）への支援の強化

経済・生活問題や勤務問題、家族関係の不和、心身面での不調等の、自殺の背景にあるとされる様々な問題は、人生の中で誰もが直面し得る危機ですが、自殺の発生を防ぐには、それらの問題への対処方法や支援先に関する情報を、早い時期から身に付けておくことが重要です。

そのため、家庭や地域との連携により、児童生徒が自己肯定感を高め、命の大切さを実感できる教育を進めるとともに、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（「SOSの出し方に関する教育」）を推進します。

### 若年層（児童・生徒）への支援の強化

- ① 児童・生徒や家族に対する相談体制の充実と心の健康
- ② SOSの出し方に関する教育の推進
- ③ SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

### （1）取組に向けた課題

- 若年層の自殺者数は、40歳代以上に比べると少ないものの、同年代で亡くなる方の約半数を占めており、死因順位では1位となっています。したがって、若年層を対象とした自殺予防対策を講じ、若年層の自殺による死亡割合の低減に努める必要があります。
- アンケート調査によると、自分自身の「うつ病のサイン」に気付いても、専門の相談窓口を利用しない方の割合が20歳未満で最も多くなっており、心の悩みを抱えた若年層が問題を解決するために、とるべき手段を習得する機会を設ける必要があります。

### （2）評価指標

- SOSの出し方に関する教育の実施に向けて検討していく。

### （3）施策・取組

#### ◆◇個人ができることの例◇◆

- 家族や友人、先生、学校カウンセラー等、気軽に相談できる人をつくります。
- 悩んでいるときにはSOSを出してよいことを理解し、SOSの出し方について知識の獲得に努めます。
- SNSの適切な使用方法について正しい知識を入手します。

◆◇地域や団体、関係機関ができることの例◇◆

- 見守りパトロール隊等地域住民による声掛けを進めます。
- 子ども110番の家について周知・啓発します。
- 高等学校や大学等でのこころの支援体制の充実を図ります。

■行政が取り組む主な施策・取組

①児童・生徒や家族に対する相談体制の充実と心の健康

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
119	放課後児童保育室事業	放課後児童保育を通じて、保護者や子どもと接する中で、悩みがあった際には適切な相談窓口を案内します。	保育課
120	教育相談	教育相談員や臨床心理士の資格をもつ学校カウンセラーが教育相談を行い、学校生活や家庭生活、就学等における相談に応じ、他の機関と連携しながら支援します。	教育相談センター
121	スクールソーシャルワーカー活用事業	学校と教育相談センター、教育相談室が連携し、スクールソーシャルワーカーが不登校の児童生徒の家庭に訪問し、登校に向けて支援を行います。	教育相談センター
122	適応指導教室の設置	不登校傾向の児童生徒の学校復帰に向けたステップルームとして、適応指導教室を開室し、児童生徒が抱えている問題を把握しながら、学校と連携しながら支援を行います。	教育相談センター
123	学校カウンセラーの配置	いじめや不登校、就学等の学校生活における悩み相談に、より専門的な立場からカウンセリングを行い、相談支援を実施します。	教育相談センター
124	新座市ピアサポーター制度	近隣大学の臨床心理系学部の大学生や大学院生を、ピアサポーターとして学校や教育相談室に派遣し、児童生徒の心に寄り添う支援を行います。	教育相談センター
125	生徒指導における小・中連携推進事業	小学校から中学校への接続をスムーズに行うため、各中学校区で連携して統一した指導を検討し、中一ギャップの防止に努めます。	教育相談センター

②SOSの出し方に関する教育の推進

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
126	教育相談 【再掲】	教育相談員や臨床心理士の資格をもつ学校カウンセラーが教育相談を行い、学校生活や家庭生活、就学等における相談に応じ、他の機関と連携しながら支援します。	教育相談センター
127	スクールソーシャルワーカー活用事業 【再掲】	学校と教育相談センター、教育相談室が連携し、スクールソーシャルワーカーが不登校の児童生徒の家庭に訪問し、登校に向けて支援を行います。	教育相談センター
128	適応指導教室の設置 【再掲】	不登校傾向の児童生徒の学校復帰に向けたステップルームとして、適応指導教室を開室し、児童生徒が抱えている問題を把握しながら、学校と連携しながら支援を行います。	教育相談センター
129	学校カウンセラーの配置 【再掲】	いじめや不登校、就学等の学校生活における悩み相談に、より専門的な立場からカウンセリングを行い、相談支援を実施します。	教育相談センター
130	新座市ピアサポーター制度 【再掲】	近隣大学の臨床心理系学部の大学生や大学院生を、ピアサポーターとして学校や教育相談室に派遣し、児童生徒の心に寄り添う支援を行います。	教育相談センター
131	「性に関する指導」の充実	小・中学校の保健学習や道徳科、特別活動などにおいて、性に関する内容を取扱い、性に対する理解を深めるとともに、指導の充実を図ります。	教育支援課
132	心の健康に関する教育の推進	小・中学校の保健学習などにおいて、悩みやストレスへの対処法や心の健康維持に係る内容を取扱い、心身に係る課題をよりよく解決しようとする心の健康に関する教育を推進します。	教育支援課
133	図書の整理	子どもたちが、読書に親しみやすく活用しやすい、心のよりどころとなるような魅力的な図書室を目指し、蔵書の整理及び環境整備を進めます。	教育支援課
134	消費者啓発	若年層の消費者トラブルを未然に防止するため、中学生に啓発冊子を配布します。	経済振興課

③SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
135	消費者啓発 【再掲】	若年層の消費者トラブルを未然に防止するため、中学生に啓発冊子を配布します。	経済振興課
136	放課後児童保育室事業 【再掲】	放課後児童保育を通じて、保護者や子どもと接する中で、悩みがあった際には適切な相談窓口を案内します。	保育課
137	自殺対策事業（ゲートキーパー養成講座） 【再掲】	教育部局と連携して、ゲートキーパー養成講座を実施します。	保健センター
138	学校応援団コーディネーター研修会 【再掲】	地域で子どもを見守る風土を醸成し、子どもが相談しやすい人間関係、些細な変化に気付く見守り体制の構築を目指します。	教育支援課
139	通学路における防犯体制づくり	防犯の観点から通学路の安全点検を実施し、危険箇所の有無、子ども110番の家の確認、連携機関の把握など、子どもが助けを求められる防犯体制づくりを進めます。	教育支援課

## 2 重点施策

本市における自殺のハイリスク群である、「勤労者」「高齢者」「生活困窮者」に焦点を絞った取組として、以下の重点施策を定めます。

### 1. 勤労者に関わる問題への取組を推進

### 2. 高齢者に対する支援を強化

### 3. 生活困窮者に対する支援を強化

### 重点施策 1. 勤労者に関わる問題への取組を推進

勤務問題による自殺への対策は、新たな大綱において「当面の重点施策」として追加されるなど、国を挙げての重要課題となっています。

本市でも、長時間労働、ハラスメント等の様々な勤務問題に対し、関係機関との連携を図り、労働者等を対象とした各種相談窓口を周知するなど、地域での周知・啓発を推進します。

勤労者に関わる問題への取組を推進

- ① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ② 過労自殺を含む過労死等の防止
- ③ 長時間労働の是正
- ④ ハラスメント防止対策の推進

#### (1) 取組に向けた課題

○アンケート調査では、「自殺したいと思ったことがある方」では、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」を求める割合が多くなっており、個人と事業所の双方に対し、自殺の原因となりえる様々なストレスに対し、要因の軽減や適切な対応などの心の健康保持や、過重労働やハラスメント対策等の自殺予防の知識についての普及・啓発を行うことが必要です。

#### (2) 評価指標

○労働に関するセミナーを年1回以上開催します。

### (3) 施策・取組

#### ◆◇個人ができることの例◇◆

- 計画的な仕事の進め方を心掛けます。
- ワークライフバランスを心掛けた働き方を実践します。
- 職場や地域のメンタルヘルス講座を受講します。
- 過重労働やハラスメントがストレスの要因になることを理解します。
- 深刻な状況になる前に、信頼できる人に相談します。
- ワーキングプア（働いても低収入）について正しい知識を身に付け、自分が置かれている状況が該当しないか検討します。

#### ◆◇地域や団体、関係機関ができることの例◇◆

- 新座市商工会において各種セミナーや相談会を通じて経営者の支援を行います。

### ■行政が取り組む主な施策・取組

#### ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
140	市民相談事業 【再掲】	日常の暮らしの中で身近に抱えている心配事、悩み事等について、安心して相談することができるよう、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門の相談員による支援を実施し、関係機関の紹介等を行なうことで、自殺リスクの軽減を図ります。	人権推進課
141	女性困りごと相談の実施 【再掲】	性別による差別的扱い、その他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合の相談支援を実施し、関係機関の紹介や相談内容に応じた連携支援を行なうことで、自殺リスクの軽減を図ります。	人権推進課
142	労働支援事業	県等と共催で労働に関するセミナーを開催し、相談窓口の周知を行います。	経済振興課
143	就労支援事業 【再掲】	就業相談を実施し、相談者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口につなぎます。	経済振興課
144	職員の研修事業 【再掲】	職員を対象に、自殺対策に関連する研修として、メンタルヘルス研修及びゲートキーパー養成講座を実施します。	人事課



事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
145	職員の健康管理事務	自殺対策の観点から、職員の心身面の健康の維持増進を図るため、産業医面談やメンタルヘルスカウンセリング、ストレスチェック等を実施します。	人事課

### ②過労自殺を含む過労死等の防止

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
146	市民相談事業 【再掲】	日常の暮らしの中で身近に抱えている心配事、悩み事等について、安心して相談することができるよう、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門の相談員による支援を実施し、関係機関の紹介等を行なうことで、自殺リスクの軽減を図ります。	人権推進課
147	女性困りごと相談の実施 【再掲】	性別による差別的扱い、その他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合の相談支援を実施し、関係機関の紹介や相談内容に応じた連携支援を行なうことで、自殺リスクの軽減を図ります。	人権推進課
148	労働支援事業 【再掲】	県等と共催で労働に関するセミナーを開催し、相談窓口の周知を行います。	経済振興課

### ③長時間労働の是正

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
149	市民相談事業 【再掲】	日常の暮らしの中で身近に抱えている心配事、悩み事等について、安心して相談することができるよう、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門の相談員による支援を実施し、関係機関の紹介等を行なうことで、自殺リスクの軽減を図ります。	人権推進課
150	女性困りごと相談の実施 【再掲】	性別による差別的扱い、その他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合の相談支援を実施し、関係機関の紹介や相談内容に応じた連携支援を行なうことで、自殺リスクの軽減を図ります。	人権推進課

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
151	労働支援事業 【再掲】	県等と共催で労働に関するセミナーを開催し、相談窓口の周知を行います。	経済振興課
152	職場環境の改善	長時間労働の是正の観点から、定期的にノー残業デー及びノー残業ウィークを実施します。	人事課

#### ④ハラスメント防止対策の推進

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
153	市民相談事業 【再掲】	日常の暮らしの中で身近に抱えている心配事、悩み事等について、安心して相談することができるよう、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門の相談員による支援を実施し、関係機関の紹介等を行なうことで、自殺リスクの軽減を図ります。	人権推進課
154	女性困りごと相談の実施 【再掲】	性別による差別的扱い、その他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合の相談支援を実施し、関係機関の紹介や相談内容に応じた連携支援を行なうことで、自殺リスクの軽減を図ります。	人権推進課
155	労働支援事業 【再掲】	県等と共催で労働に関するセミナーを開催し、相談窓口の周知を行います。	経済振興課
156	職場環境の改善	職場におけるハラスメントの防止対策として、ハラスメントに関する注意喚起を全庁に通知します。	人事課

## 重点施策 2. 高齢者に対する支援を強化

高齢者の自殺を防止するには、高齢者本人のみならず、家族や介護従事者等の支援者に対する支援も含めて、対策に取り組んでいく必要があります。具体的には、高齢者や支援者に対する支援先情報の周知や、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し支援へとつなぐこと等が挙げられます。また高齢者とその家族が、日常的に他者と関わる機会を持てるような地域づくりを進めることで、社会的孤立を防ぐことも重要です。

高齢者に対する支援を強化

- ① 包括的な支援のための連携の推進
- ② 地域における要介護者に対する支援
- ③ 高齢者の健康不安に対する支援
- ④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

### (1) 取組に向けた課題

○本市における過去5年間（平成24年～28年）の自殺死亡者数145人のうち、約4割が60歳以上となっており、特に女性では、5割が60歳以上となっています。また、自殺死亡率では、男性では80歳以上が49.2と国や埼玉県より高い値となっており、女性では60歳代が24.2、70歳代が21.0と国や埼玉県より高くなっています。したがって、高齢者に対する自殺予防対策の取組を推進し、自殺者数の減少を図ることが必要です。

### (2) 評価指標

○高齢者世帯調査 1回/年実施

### (3) 施策・取組

#### ◆◇個人ができることの例◇◆

- 高齢者相談センター等、高齢者に対する施策について情報を入手します。
- 地域に頼れる仲間をつくります。
- 民生委員の役割について正しい知識を入手し、民生委員が相談役であることを理解します。
- かかりつけの医療機関・薬局をつくります。
- 医療や介護について正しい情報の入手を心掛けます。

#### ◆◇地域や団体、関係機関ができることの例◇◆

- 集会場等地域で高齢者を対象とした相談事業や介護予防事業を推進します。
- 社会福祉協議会や地域福祉推進協議会の活動を推進します。
- 老人クラブ連合会の活動を推進します。

■行政が取り組む主な施策・取組

①包括的な支援のための連携の推進

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
157	高齢者虐待ネットワーク研修会 【再掲】	高齢者虐待ネットワーク研修会を開催し、高齢者虐待をはじめ、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対策に努めます。また、自殺対策に関するリーフレットの配布を行います。	長寿はつらつ課
158	包括的・継続的ケアマネジメント事業／地域包括支援センター委託事業 【再掲】	包括的・継続的ケアマネジメント事業に基づき地域ケア会議を開催し、支援困難事例に対し指導、助言を行います。	介護保険課
159	認知症地域支援推進員の配置／認知症施策総合支援事業	市内に9名の認知症地域支援推進員を設置し、認知症の方や家族が専門職や介護経験者等に相談できる体制を整えることで、認知症の方や家族が住み慣れた地域での生活を継続できるような地域づくりを推進します。	介護保険課
160	認知症初期集中支援チームの設置／認知症施策総合支援事業 【再掲】	認知症初期集中支援チームを病院に設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することで、認知症になっても本人の意思を尊重し、できる限り住み慣れた地域での生活の継続ができるよう推進します。	介護保険課
161	オレンジカフェ（認知症カフェ）事業／認知症施策総合支援事業 【再掲】	オレンジカフェ事業を実施し、認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いを推進します。	介護保険課
162	家族介護教室／家族介護支援事業 【再掲】	介護者教室を実施し、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合いを推進し、身体的、精神的負担の軽減を図ります。	介護保険課
163	認知症サポーター養成講座／認知症サポーターフォローアップ講座 【再掲】	認知症サポーター養成講座を実施し、認知症についての基礎知識、本人や家族の気持ち、対応の仕方、利用できるサービスなどについて学ぶことで、地域で認知症の方や家族を支える地域づくりを推進します。	介護保険課

②地域における要介護者に対する支援

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
164	総合相談事業／地域包括支援センター委託事業	高齢者の諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、生きることの包括的支援につなぎます。	介護保険課
165	権利擁護事業／地域包括支援センター委託事業 【再掲】	高齢者の権利擁護に関する相談を通じて、自殺リスクの高い方の早期発見と対応に努めます。	介護保険課

③高齢者の健康不安に対する支援

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
166	緊急連絡システム	緊急連絡システムを利用しているひとり暮らし等高齢者の安否確認等を通じて、問題の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。	長寿はつらつ課
167	介護認定審査事業／介護認定訪問調査事業	要介護認定の手続きで、介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、生きることの包括的支援につなぎます。	介護保険課
168	介護保険料納付相談	介護保険料の納付相談時に、経済的困窮等により自殺の可能性が懸念される方に対して、適切に相談窓口につなぎます。	介護保険課
169	元気アップ広場（健康長寿のまちにいざ推進事業）／一般介護予防事業	介護予防事業を推進するなかで地域での孤立を防ぎ、必要に応じて適切な相談機関へつなぎます。	介護保険課
170	元気アップトレーニング（健康長寿のまちにいざ推進事業）／一般介護予防事業	住民運営主体の通い場の創出をサポートし、地域内での仲間づくり及び社会参加を推進することで孤立を防ぎます。	介護保険課
171	元気アップウォーキング（健康長寿のまちにいざ推進事業）／一般介護予防事業	老人クラブ連合会会員の協力を得ながらウォーキングすることで、仲間づくり及び健康づくりを促進し、孤立化を防ぎます。	介護保険課
172	にいざの元気推進員の養成（健康長寿のまちにいざ推進事業）／一般介護予防事業 【再掲】	市民ボランティアが、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者の健康づくりや社会参加・地域づくりを推進します。	介護保険課

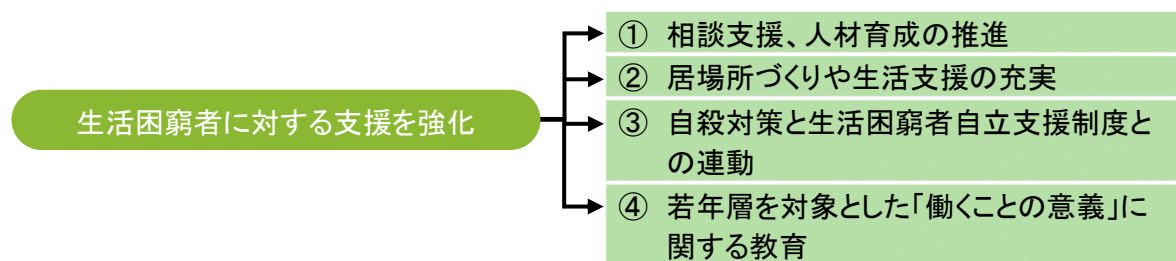
④社会参加の強化と孤独・孤立の予防

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
173	ひとり暮らし高齢者等実態調査	ひとり暮らし高齢者等実態調査を行い、孤立しがちな高齢者の抽出をし、高齢者相談センターの職員が訪問することで安否の確認を行ったり、必要な支援先につなぎます。	長寿はつらつ課
174	緊急連絡カード発行	緊急連絡カードを所持しているひとり暮らし等高齢者の安否確認等を通じて、問題の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。	長寿はつらつ課
175	老人クラブ連合会補助事業 【再掲】	老人クラブの活動費補助を通じて、高齢者の社会参加や健康・生きがいをづくりの促進を図ります。	長寿はつらつ課
176	高齢者いきいき広場及び老人福祉センターの運営	高齢者いきいき広場や老人福祉センターで仲間たちとともに趣味の活動に参加することで、高齢者の健康・生きがいをづくりを推進します。	長寿はつらつ課
177	老人福祉センター団体利用送迎運行業務	老人福祉センターの利用や福祉フェスティバルに参加し易い状況を整えることで、高齢者の社会参加や健康・生きがいをづくりの促進をサポートします。	長寿はつらつ課
178	訪問理美容サービス事業	訪問理美容の機会を活用し、当人の問題状況等の把握に努めます。	長寿はつらつ課
179	養護老人ホームへの入所	老人ホームへの入所手続の中で、当人や家族等から問題状況等の把握に努め、必要な支援先へつなぎます。	長寿はつらつ課
180	健康入浴施設利用助成	申請受付に際して申請者の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口案内します。	長寿はつらつ課

## 重点施策 3. 生活困窮者に対する支援を強化

生活困窮者は、経済的な困窮に加え社会との関係性が希薄になる等、様々な背景を抱えていることが多く、自殺リスクが高い状況にあります。そのため、生活困窮者の自殺を防ぐためには、効果的な経済的支援に加え、就労支援や心身面の疾患に対する治療等、様々な分野の関係者が協働して、包括的に支援していく必要があります。

厚生労働省は平成28年7月、各自治体に向けて発出した「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」の中で、自殺の防止に当たっては「精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」であり、そのためには「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」と指摘しています。国では、このように生活困窮者に対する支援と自殺対策との連携を進めていることから、本市でも更なる連携を図っていきます。



### (1) 取組に向けた課題

○統計データによると、本市では、健康問題に次いで経済・生活問題が自殺の動機となっており、全国や埼玉県の割合を上回っています。また、自殺された方の職業は、男性で4割半ば、女性では約6割が「無職者（「失業者」、「年金・雇用保険等生活者」、「その他の無職者」の合計）」となっており、無職の方に対して、生活の基盤を支えるとともに様々な悩みに応え、問題の解決を手助けするような自殺予防対策を講じ、自殺死亡率を減らすことが必要です。

### (2) 評価指標

○生活困窮者について支援調整会議を実施して、自立支援計画を作成し、必要に応じて関連部署につなげ、計画のモニタリングを定期的実施します。

### (3) 施策・取組

#### ◆◇個人ができることの例◇◆

- 計画的に生活をする心を心掛けます。
- 生活困窮にいたる間の早い段階で、法律相談・多重債務相談等を行う機関に相談します。

#### ◆◇地域や団体、関係機関ができることの例◇◆

- 子ども食堂を活用し、子どもの居場所づくりを推進します。
- 商工会における、経営に関する相談窓口の周知に努めます。

### ■行政が取り組む主な施策・取組

#### ①相談支援、人材育成の推進

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
181	消費生活相談 【再掲】	消費生活センターで、消費生活や多重債務等の相談支援を行い、必要に応じて弁護士相談や他の相談窓口につなぎます。	経済振興課
182	就労支援事業 【再掲】	就業相談を実施し、相談者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口につなぎます。	経済振興課
183	納税相談 【再掲】	市税納付困難な事情（生活困窮等）における日常の状況を納税相談中に聞き取り、自殺を仄めかす方やその可能性が懸念される方について、関係各所への相談勧奨を行います。	納税課
184	生活保護各種扶助事務	相談支援員等に対し、自殺対策に関する各種研修への参加を推奨します。	生活支援課
185	生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	相談支援員等に対し、自殺対策に関する各種研修への参加を推奨します。	生活支援課
186	生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業等)	相談支援員等に対し、自殺対策に関する各種研修への参加を推奨します。	生活支援課



②居場所づくりや生活支援の充実

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
187	新座市町内会連合会 研修会 【再掲】	新座市町内会連合会主催の研修会において、自殺対策に関する内容を盛り込んだり、リーフレット等の配布をしたりするなど、現在各町内会が実施している高齢者や子どもの見守り活動が自殺対策としての機能も持てるよう、理解と意識の醸成を図ります。	地域活動推進課
188	中国残留邦人等生活支援事業	支援対象者が自立した生活を送れるよう支援を行うとともに、必要に応じ、問題に対して適切に支援を行います。	生活支援課
189	ひとり親家庭等自立支援 給付金事業／ひとり親 家庭高等職業訓練促進 給付金事業／高卒認定 試験受講修了時等給付金 【再掲】	就労に結びつく資格取得の支援をすることにより経済的に安定した生活が出来るよう図ります。また、相談の中で問題や課題を把握した場合は、必要に応じ関係機関へつなぎます。	こども支援課
190	母子生活支援施設入所 【再掲】	保護が必要と認められる家庭に対して、施設入所を実施し、施設職員と連携することで、様々な課題の解決を図ります。	こども支援課
191	ひとり親家庭相談事業	経済的安定を図るための資格取得支援や子の進学を支援するひとり親の貸付など必要とされる支援制度の利用につなげます。	こども支援課
192	児童扶養手当支給事務 【再掲】	対象者の状況に応じて、他機関の紹介を行います。	こども給付課
193	ひとり親家庭等医療費 助成事務 【再掲】	対象者の状況に応じて、他機関の紹介を行います。	こども給付課
194	要保護及び準要保護児童生徒就学援助・特別支援教育就学奨励 【再掲】	就学に際して経済的援助を必要としている保護者に対して援助を行うとともに、必要に応じて他の相談窓口につなげます。	学務課
195	入学準備金・奨学金貸付制度 【再掲】	進学に際して経済的支援を必要としている方に対して金銭面から支援を行うとともに、必要に応じて他の相談窓口につなげます。	学務課

③自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
196	生活保護施行に関する事務	生活保護受給者が自立した生活を送れるよう支援を行うとともに、必要に応じ問題に対し適切に支援を行います。	生活支援課
197	生活保護各種扶助事務	生活保護受給者が自立した生活を送れるよう支援を行うとともに、必要に応じ問題に対し適切に支援を行います。	生活支援課
198	生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	生活困窮者からの相談に応じ、自立に向けプランを作成し、支援を行い必要に応じ関係機関につなげ支援を行います。	生活支援課
199	生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある方に対し、住居確保給付金を支給し支援します。	生活支援課

④若年層を対象とした「働くことの意義」に関する教育

事業番号	事業名	取組内容	主な担当課
200	「働くことの意義」に関する学習活動	市内の店舗や施設の協力を得て職業体験学習を実施し、実際に働く体験や、働く方・利用者とのふれあい等を通して「働くことの意義」を考えます。	教育支援課

## 第5章 計画の推進

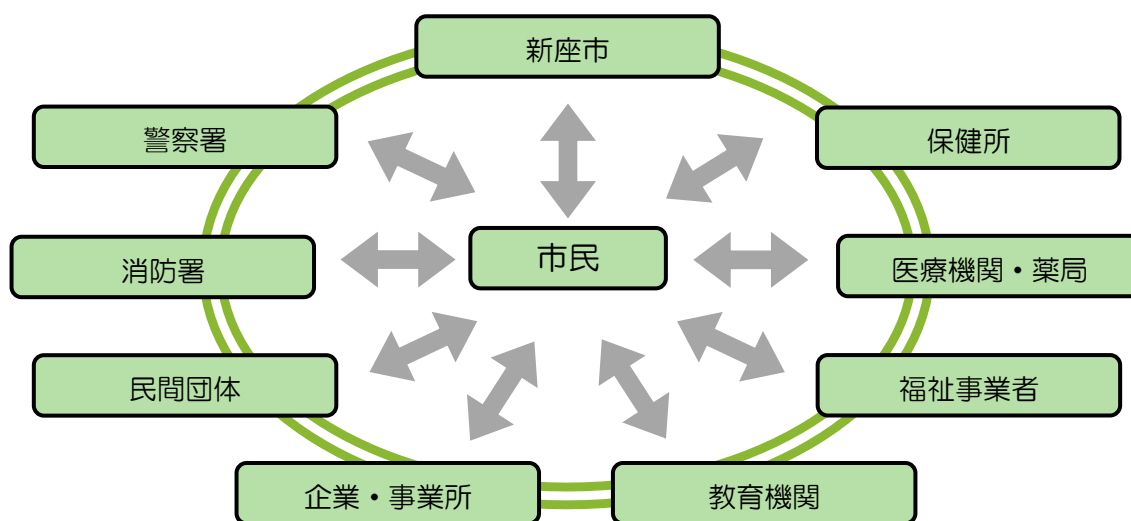


# 1 推進体制の整備

本計画を推進し、適切に施策を実施していくために、関係各課及び保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関が情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、様々な関係者の知見を活かし、共通の認識のもとに協力しながら、施策を推進していく必要があります。

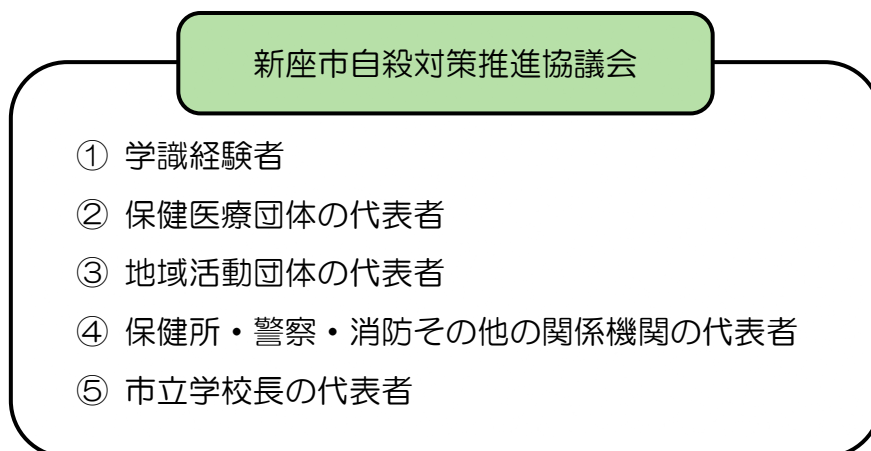
## (1) 関係機関との連携・ネットワーク化

民間団体、教育機関、福祉事業者、医療機関・薬局、企業・事業所等と意識を共有しつつ、自殺対策が総合的かつ効果的に推進されるよう、各分野間の連携の強化を行います。



## (2) 新座市自殺対策推進協議会の運営

学識経験者、市内外関係団体の代表等から構成される「新座市自殺対策推進協議会」において、本計画の進捗状況や関連の情報を把握し、評価しながら計画の推進を行います。



### (3) 庁内体制の整備

市の幹部職員で構成する「新座市いのちを支える自殺対策推進本部」及び市の関係部署の職員で構成する「新座市自殺対策庁内連絡会議」において、関連施策との整合性を確認するとともに、具体的な取組の検討を行います。

### (4) 国・県との連携

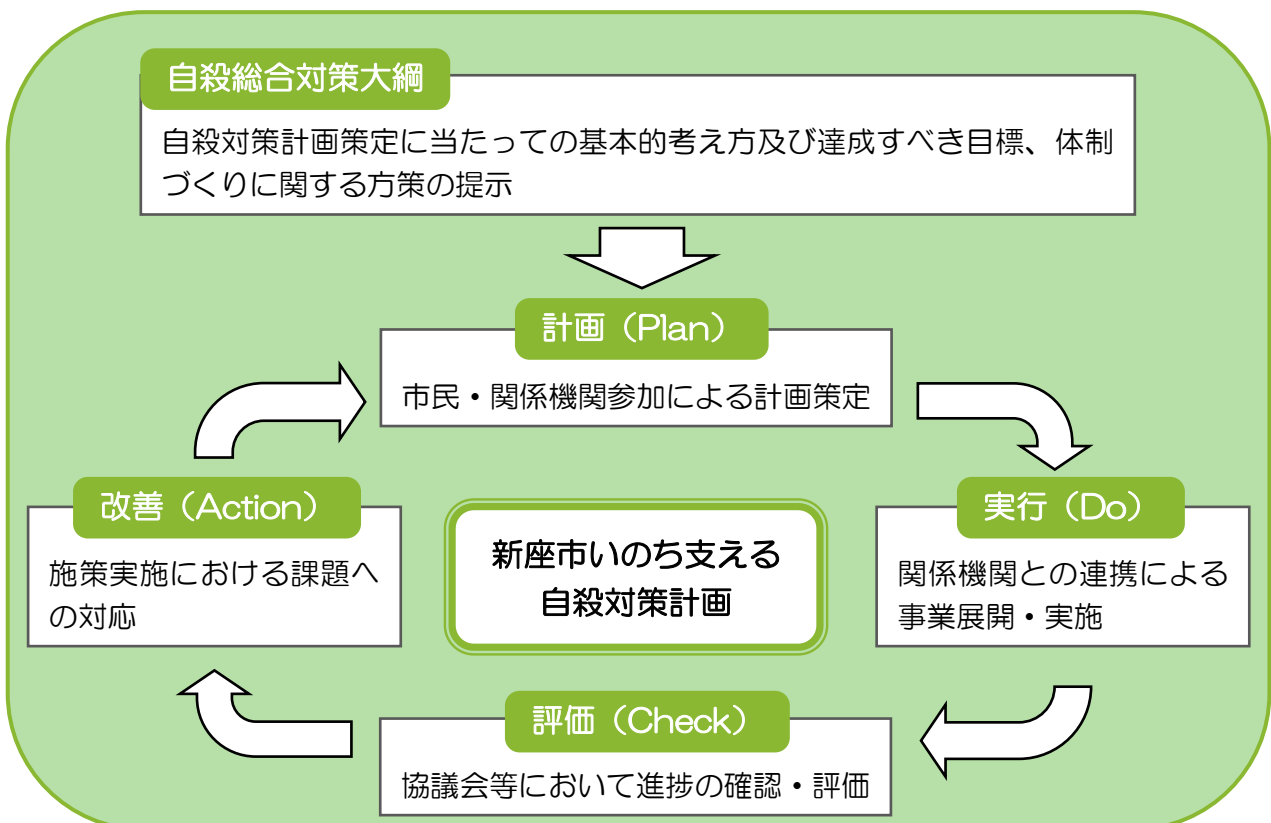
自殺対策に係る様々な施策について、国や県の動向を注視しつつ密接な連携を図り、施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、市民のニーズに的確な対応を図り、より良い施策の実現に向け、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

## 2 計画の点検・評価

計画を具体的かつ効率的に推進していくためには、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や必要な措置を講じること（PDCAサイクル）が必要です。

本計画では、新座市自殺対策推進協議会を中心に、年度ごとに施策の進捗状況を点検・評価し、その結果に基づいて次期計画を策定していくという「PDCAサイクル」による進捗管理を行います。



資料編





## 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

最終改正：平成28年法律第11号

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

## （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機

への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

## （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

## （事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## （国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

## （国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指

針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率적かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再

び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

平成30年3月26日

条例第3号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定により策定する自殺対策計画を適正に推進するため、新座市自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、自殺対策計画の策定について調査審議すること。
- (2) 自殺対策計画の実施状況の把握及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療団体の代表者
- (3) 地域活動団体の代表者
- (4) 保健所、警察、消防その他の関係機関の代表者
- (5) 市立学校長の代表者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、いきいき健康部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### 3 新座市自殺対策推進協議会委員名簿

(敬称略)

構成	氏名	所属等
学識経験者	宮岡 佳子	跡見学園女子大学教授
保健医療団体の代表者	坂本 広太	一般社団法人 朝霞地区医師会
	小暮 眞一郎	一般社団法人 朝霞地区薬剤師会
	秋山 愛	新座志木中央総合病院 (任期：～平成30年8月12日)
	木嶋 優子	新座志木中央総合病院 (任期：平成30年8月13日～)
	坪川 仁保	社会医療法人社団 堀ノ内病院 (任期：～平成30年8月31日)
	原 愛	社会医療法人社団 堀ノ内病院 (任期：平成30年9月1日～)
地域活動団体の代表者	新野 雅俊	社会福祉法人 新座市社会福祉協議会
	丸山 トモ子	新座市民生委員・児童委員協議会
	高野 通尚	社会福祉法人 にいざ
	山野辺 範一	新座市商工会
保健所・警察・消防・ その他の関係機関の 代表者	堀切 佳織	埼玉県朝霞保健所
	岡田 雅人	新座警察署
	尾口 寿敏	朝霞地区一部事務組合 新座消防署
	斉藤 徹	(株) JR 東日本旅客鉄道 東所沢駅 (任期：～平成30年6月21日)
	半澤 智光	(株) JR 東日本旅客鉄道 東所沢駅 (任期：平成30年6月22日～)
	勝田 和久	東武鉄道株式会社 志木駅
市立学校長の代表者	小関 直	新座市中学校長会

任期：平成30（2018）年4月1日～平成32（2020）年3月31日

(平成30年3月26日市長決裁)

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年律第85号)13条2項の規定により策定する自殺対策計画を全庁的に推進するため、新座市いのちを支える自殺対策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新座市自殺対策計画の策定及び実施に関すること。
- (2) その他自殺対策の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は新座市庁議規則(昭和46年新座市規則第20号)第2条に規定する構成員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、いきいき健康部保健センターにおいて処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(平成30年3月26日市長決裁)

(設置)

第1条 庁内における自殺対策に関する取組を調査し、把握するため、事務連絡機関として新座市自殺対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新座市自殺対策計画の進捗の把握に関すること。
- (2) その他自殺対策の推進に係る情報共有連携等に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議は、いきいき健康部長を会長とし、会長が指名する者で所属長及び担当職員等のうちから組織する。

(運営)

第4条 連絡会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長に事故あるときは、いきいき健康部保健センター所長が代行する。
- 3 連絡会議は、必要の都度これを招集する。

(付議手続)

第5条 連絡会議に付議する事項は、急を要するものを除き、いきいき健康部保健センター所長においてとりまめ、会議に提出する。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、いきいき健康部保健センターにおいて処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、いきいき健康部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

開催年月日	作業・会議等	内容
平成30年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新座市自殺対策推進協議会条例制定</li> <li>・新座市いのちを支える自殺対策推進本部設置要綱制定</li> <li>・新座市自殺対策庁内連絡会議設置要綱制定</li> </ul>	左記条例及び要綱の制定
4月	策定作業開始	
5月9日	第1回新座市いのちを支える自殺対策推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新座市の自殺の現状と課題について</li> <li>・自殺対策計画の策定について</li> <li>・新座市自殺対策推進計画の諮問について</li> </ul>
5月18日～ 5月29日	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住の18歳以上の男女3000人を住民基本台帳より無作為抽出</li> <li>・郵送による配布、回収</li> <li>・配布：5月18日</li> <li>・回収：5月29日</li> </ul>
5月31日	第1回新座市自殺対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長・副会長の選出について</li> <li>・諮問</li> <li>・新座市の自殺の現状と課題について</li> <li>・自殺対策計画の策定について</li> </ul>
7月24日	第1回新座市自殺対策庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新座市自殺対策庁内連絡会議について</li> <li>・埼玉県自殺対策計画について</li> <li>・自殺対策計画の必要性について</li> <li>・新座市の現状について</li> <li>・市民アンケート結果について</li> <li>・事業調べについて</li> </ul>
7月31日	第2回新座市自殺対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果報告</li> <li>・庁内連絡会議の報告</li> </ul>
9月25日	第3回新座市自殺対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の骨子案について</li> </ul>
10月30日	第2回新座市自殺対策庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の骨子案について</li> <li>・事業調べのまとめについて</li> </ul>
11月29日	第4回新座市自殺対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の素案について</li> <li>・意見公募について</li> </ul>
12月7日～ 平成31年 1月6日	計画素案に対するパブリックコメントに準じた意見募集の実施	<p>【閲覧場所】</p> 保健センター、市情報公開総合窓口（総務課）、生涯学習センター、各公民館、コミュニティセンター及び市ホームページ
1月23日	第5回新座市自殺対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見公募での意見に対する考え方について</li> <li>・最終案について</li> </ul>
2月20日	第6回新座市自殺対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案について</li> <li>・答申</li> </ul>
3月	「新座市いのちを支える自殺対策計画」策定	



## 諮問

新保セ発第322号

平成30年5月31日

新座市自殺対策推進協議会  
委員長 宮岡 佳子 様

新座市長 並木 傑

## 新座市自殺対策計画について（諮問）

平成28年に国が自殺対策基本法を改定し、それに伴って平成29年7月に自殺対策大綱が改定され、市に地域自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

そこで、本市では、新たに平成31年4月から平成36年3月までの5か年を計画期間とする「新座市自殺対策推進計画」を策定することといたしました。

つきましては、「新座市自殺対策計画の策定に当たり、貴協議会の意見を求めます。

## 答申

平成31年2月20日

新座市長 並木 傑 様

新座市自殺対策推進協議会  
会長 宮岡 佳子

## 新座市いのち支える自殺対策計画（答申）

平成30年5月31日付け新保セ発第322号にて諮問のあった標記の件について、委嘱を受けた15人の委員で協議を重ね、「新座市いのち支える自殺対策計画」の策定に当たり、当委員会の意見を取りまとめましたので、ここに答申いたします。



答申の様子

# 新座市いのち支える自殺対策計画

平成31年3月

◇発 行◇新座市  
◇編 集◇新座市保健センター



